

平成 28 年 度

歯学部学習の手引



鶴見大学歯学部

平成 28 年度

歯学部学習の手引

鶴見大学歯学部

目 次

はじめに	鶴見大学歯学部長	1
行事予定		2
学科課程表		4

I 学習に関わる事項

1 学習の指針	鶴見大学歯学部長	13
2 学習上の留意事項		14
〔1〕カリキュラムの編成		14
〔2〕授業		14
1. 学年・学期		14
2. 授業期間		14
3. 授業時間・時間割		14
4. 休講		15
5. 補講		15
6. 出欠席・遅刻の取扱い		15
〔3〕単位制度		15
〔4〕履修登録		17
〔5〕試験・成績		18
1. 試験に関する規程		18
2. 試験の種類と方法		18
3. 受験資格について		19
4. 受験時の注意		20
5. 成績評価		21
6. 不正行為		21
7. 成績発表・通知		21
8. 進級		22
〔6〕共用試験		23
〔7〕臨床実習		23
〔8〕履修についての注意事項		24

II 学生相談・学生厚生に関する事項

〔1〕 クラス担任制度	27
〔2〕 クラス委員	27
〔3〕 健康管理	27
〔4〕 学生総合保険制度	28
〔5〕 学納金の納入について	30
〔6〕 教科書・実習器材の購入について	30
〔7〕 その他の注意事項	30

III 学籍異動に関する事項

〔1〕 休学願	35
〔2〕 復学願	35
〔3〕 退学願	35
〔4〕 在学期間	35
1. 最長在学年数	35
2. 留年措置に伴う在学期間	36

IV 学校行事等

〔1〕 歯学部解剖献体精霊供養法会	39
〔2〕 全日本歯科学生総合体育大会	40

V 褒賞制度

〔1〕 長尾学術奨励賞	43
〔2〕 石川学術奨励賞	43

VI 歯科医師国家試験、臨床研修制度・進路

〔1〕 歯科医師国家試験	47
〔2〕 臨床研修制度・進路	48

VII 学内諸規程

1 歯学部試験規程	51
2 受験心得	56
3 鶴見大学歯学部転入学規程	57
4 鶴見大学歯学部編入学規程	58
5 鶴見大学歯学部再入学規程	59

6	鶴見大学歯学部専攻生規程	60
7	鶴見大学外国人留学生規程	62
8	鶴見大学自動車及びオートバイ通学者に対する懲戒規程	63
9	鶴見大学歯学会会則	65

Ⅷ 災害・事故等への対応

1.	各種気象警報発令時の取扱	69
2.	交通機関運行停止時の取扱	69
3.	東海大地震等警戒宣言発令時の諸注意	70
4.	地震発生時の措置	70
5.	防災訓練の実施	72

Ⅸ 校舎配置図・平面図

校舎配置図・大学案内図	75
-------------	----

平面図

1号館	76
2号館	78
3号館	80
歯学部附属病院	81
第2研究棟	84
動物舎	85
大学会館	86
大学記念館	87

はじめに

鶴見大学歯学部長 里 村 一 人

わが国の医療系大学・学部の最低修業年限は6年で、他のどの理科系学部や文科系学部よりも長い教育を受けることが求められています。これは取りも直さず、医学部、歯学部、薬学部の卒業生がそれぞれ医師、歯科医師、薬剤師として、国民の生命・健康に直接的に携わる職業人であり、そのためにはより多くの高度な知識、特殊な技能、そして他人を思いやることのできる人格を身につける必要があるからに他なりません。学生の皆さんには、今一度改めて、このことを自覚していただき、優れた医療人を指すものとして真摯な態度で勉学に励んでいただきたいと思います。

6年間は長丁場です。これ乗り越えるためには、精神力、体力、忍耐力などが必要となります。是非クラブ活動を通して体力や忍耐力を養うとともに、多くの友人を作って有意義な学生生活を送って下さい。ただし、ここで1つだけよく理解しておいて欲しいことがあります。学生諸君の本分は勉学であり、優れた歯科医師となることです。クラブ活動のために勉学が疎かとなり、結果学習成績が低下したり、留年を繰り返すようなことは、学生として本末転倒です。皆さん自身が貴重な時間を無駄にするだけでなく、ご父母の方々にもご心配やご負担をかけることとなります。また勉学は本来自分自身が積極的に行うものであり、消極的な態度や受け身の姿勢では効果は上がりません。講義や実習には必ず出席し、そのときに理解できなかったこと、わかりにくかったことはすぐに質問して解決するようにしてください。

改正公職選挙法の成立に伴い、本学歯学部のすべての学生が有権者となりました。このことは、学生の皆さんが社会人としてより重い責任を負うようになったことを意味します。ましてや皆さんは国民の生命・健康を守る医療人を目指そうとしている立場にあります。是非、より一層日頃の生活習慣を正し、他人を不快にしない服装を心がけるとともに、指定された場所以外での喫煙、不正薬物の使用等は絶対に行わないでください。われわれ教職員は皆さんの勉学、学生生活を全力で支援します。何かあったらいつでも気軽に相談してください。

この「学習の手引き」には、他にも学生相談に関する事項や学内の諸規定、災害時の対応など、重要な情報が記載されています。必ず一度は全体に目を通すようにしておいてください。

平成28年度歯学部行事予定

前期

年月日	曜	行 事	学 年
28. 4. 1	金	授業開始・健康診断	5・6年
4. 4	月	教学課・図書館オリエンテーション	5・6年
4. 5	火	入学式	新入生・編入生
		専任教員紹介	新入生・編入生
4. 6	水	教学課・図書館オリエンテーション	1年・編入生
		プレイスメントテスト	1年
4. 7	木	健康診断	1年・編入生
		健康診断	2～4年
		教学課・図書館オリエンテーション	2～4年
		特別研修	1年
4. 8	金	釈尊降誕会	
		特別研修	1年
		プレイスメントテスト	2年
		前期授業開始	2～4年
4. 9	土	クラブ関係オリエンテーション	1～4年
4. 11	月	特別研修	1年
4. 12	火	前期授業開始	1年
4. 29	金	昭和の日	
5. 3	火	憲法記念日	
5. 4	水	みどりの日	
5. 5	木	こどもの日	
5. 14	土	PCC-OSCE	6年
5. 24	火	病院見学・ブラッシング指導	新入生
5. 27	金	参禅会	新入生
		臨床実習Ⅱ終了	6年
5. 30	月	総合歯科医学Ⅴ開始	6年
6. 3	金	歯塚供養(2時限目)	
7. 1	金	精霊祭(2時限目休講)	1～4年
		前期定期試験時間割発表	1～4年
7. 2	土	父母会総会・教育懇談会	
7. 18	月	海の日	
7. 19	火	前期定期試験開始	1～4年
7. 30	土	前期定期試験終了	1～4年
8. 1	月	夏季休暇開始	全
8. 6	土	臨時休業日	全
8. 11	木	山の日	
8. 12	金	} 臨時休業日	全
8. 20	土		
		夏季休暇終了	全
8. 22	月	前期補講開始	1～4年
		臨床実習Ⅰ再開	5年
		総合歯科医学Ⅴ再開	6年
8. 26	金	前期補講終了	1～4年
8. 27	土	臨時休業日	全
8. 29	月	総合歯科医学Ⅰ～Ⅲ未修得試験	2～4年
8. 30	火	前期追・再試験開始	1～4年
9. 10	土	前期追・再試験終了	1～4年

CALENDAR

	日	月	火	水	木	金	土
4						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30

	日	月	火	水	木	金	土
5	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				

	日	月	火	水	木	金	土
6				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30		

	日	月	火	水	木	金	土
7						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30

	日	月	火	水	木	金	土
8							1
		2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28

	日	月	火	水	木	金	土
9						1	2
					3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26

●は祝日 □は本学休業日

10

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

11

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

12

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

1

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

後期

年月日	曜	行	事	学	年
28. 9. 12	月	後期授業開始		1~4年	
9. 19	㊦	敬老の日			
9. 22	㊧	秋分の日			
9. 30	金	前期定期試験成績発表		1~4年	
10. 7	金	解剖献体精霊供養法会(3・4時限目休講)		1~3年	
10. 10	㊦	体育の日			
10. 12	水	御征忌			
10. 13	木	防災訓練(2時限目)		1~4年	
10. 15	土	学年別教育懇談会		全	
10. 21	金	大学祭準備・前夜祭(休講)		1~4年	
10. 22	土	} 大学祭		1~4年	
10. 23	日				
10. 24	月	大学祭後片付け(1・2時限目休講)		1~4年	
11. 3	㊧	文化の日			
11. 21	月	開学記念日・太祖降誕会(休業)		全	
11. 22	火	臨時休業日		全	
11. 23	㊦	勤労感謝の日			
12. 5	月	後期定期試験時間割発表		4年	
12. 8	木	成道会(2時限目休講)		1~3年	
12. 9	金	後期授業終了		4年	
12. 12	月	後期定期試験開始		4年	
12. 19	月	後期定期試験時間割発表		1~3年	
12. 22	木	後期授業終了		1~3年	
12. 23	㊦	天皇誕生日			
12. 24	土	後期定期試験終了		4年	
12. 26	月	冬季休暇開始		1~6年	
12. 29	木	} 臨時休業日		全	
29. 1. 5	木				
1. 6	金	冬季休暇終了		1~3・5・6年	
		臨床実習Ⅰ再開		5年	
		総合歯科医学Ⅴ再開		6年	
		後期定期試験開始		1~3年	
1. 9	㊦	成人の日			
1. 10	火	総合歯科医学Ⅳ再開		4年	
1. 23	月	後期定期試験終了		1~3年	
1. 24	火	総合歯科医学Ⅰ試験		1年	
1. 25	水	総合歯科医学Ⅱ試験		2年	
1. 26	木	総合歯科医学Ⅲ試験		3年	
1. 30	月	後期補講開始		1~3年	
2. 3	金	C B T		4年	
		総合歯科医学Ⅴ終了		6年	
2. 4	土	後期補講終了		1~3年	
2. 6	月	後期追・再試験開始		1~3年	
		統合臨床基礎実習開始		4年	
2. 11	㊦	建国記念の日			
2. 15	水	涅槃会			
2. 18	土	後期追・再試験終了		1~3年	
2. 20	月	OSCEオリエンテーション		4年	
2. 25	土	OSCE		4年	
2. 27	月	後期追・再試験開始		4年	
		臨床実習Ⅰ試験(1次試験)		5年	
3. 6	月	臨床実習Ⅰ試験(2次試験)		5年	
3. 10	金	後期追・再試験終了		4年	
3. 14	火	卒業式			
3. 20	㊦	春分の日			

《備考》

1. 未修得試験日程は別に定める。
2. 第6学年総合歯科医学Ⅴ試験の日程は、別に定める。
3. 行事予定を変更する場合には、その都度掲示連絡する。

学 科 課 程 表 (第3学年)

授業科目名	配 当 学 年							備 考	
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期		後期
宗教学Ⅰ・Ⅱ	1	1						2	
倫 理 学		1						1	
心 理 学	1							1	
動物学実験	(0)								1 5科目5単位のうち 1単位選択必修
医療における社会行動学	(0)								
日本語コミュニケーション	(0)								
ヨーロッパ文学	(0)								
視覚覚教育科目	(0)								
生命倫理学		(0)							1 7科目7単位のうち 1単位選択必修
有機化学Ⅱ		(0)							
超高齢社会と歯科医学		(0)							
フット・イン・フランスA		(0)							
フット・イン・フランスB		(0)							
実用英語		(0)							
中級ドイツ語		(0)							
物理学Ⅰ～Ⅳ	2	2						4	
基礎化学	1							1	
有機化学Ⅰ		1						1	
細胞生物学	1							1	
ヒトの細胞遺伝学	1							1	
発 生 学		1						1	
化学演習		1						1	演習
生物学演習		1						1	演習
基礎生物学	1							1	
英語Ⅰ～Ⅲ	3							3	演習
英語Ⅳ・Ⅴ	2							2	
※ 海外英語研修			(0)					(0)	※自由選択
ドイツ語Ⅰ	1							1	
ドイツ語Ⅱ		1						1	演習
保健体育講義	1							1	
体育実技Ⅰ～Ⅲ	1	1	1					3	
統計解析	1							1	
情報処理		1						1	演習
歯科学英語Ⅰ・Ⅱ		1	1					2	
実践歯学英語					1			1	
歯の解剖学	1							1	
解剖学総論・骨学		1						1	
人体解剖学			1					1	
同実習			1					1	
頭頸部解剖学			1					1	
同実習			1					1	
組 織 学		1						1	
同実習		1						1	
口腔組織学		1						1	
同実習		1						1	
一般生理学		1						1	
循環・呼吸の生理学			1					1	
口腔生理学			1					1	
同実習			1					1	
一般生化学		1						1	
口腔生化学			1					1	
生化学実習			1					1	
分子生化学			1					1	
一般病理学			1					1	
同実習			1					1	
口腔病理学				1				1	
同実習				1				1	
基礎・一般微生物学		1						1	
口腔微生物学・基礎免疫学			1					1	
口腔微生物学実習			1					1	
歯科薬理学Ⅰ～Ⅲ		1	1	1				3	
歯科薬理学実習			1					1	
歯科理工学Ⅰ・Ⅱ			1	1				2	
同実習			1					1	
小 計	28	28	9	0	1	0		66	

授業科目名	配 当 学 年							備 考	
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期		後期
口腔保健学				1				1	
地域歯科保健学				1				1	
衛生学・公衆衛生Ⅰ・Ⅱ			1	1				2	
衛生学・口腔保健学実習				1				1	
保存修復学				1				1	
同実習Ⅰ・Ⅱ				1	1			2	
歯周病学				1				1	
歯周治療学実習				1				1	
歯内療法学					1			1	
同実習					1			1	
歯型彫刻実習Ⅰ・Ⅱ		1		1				2	
全部床義歯補綴学			1					1	
同実習			2					2	
部分床義歯補綴学			1					1	
同実習Ⅰ・Ⅱ			1	1				2	
クラウンブリッジ補綴学				1				1	
同実習Ⅰ・Ⅱ				1	1			2	
口腔外科学Ⅰ～Ⅴ			2	1	1	1		5	
歯科麻酔学					1			1	
歯科矯正学総論				1				1	
歯科矯正学各論				1				1	
同実習					1			1	
口腔顎顔面放射線学			1					1	
口腔顎顔面画像検査学				1				1	
口腔顎顔面画像診断学				1				1	
小児歯科学総論				1				1	
小児歯科学各論					1			1	
同実習					1			1	
高齢者歯科学					1			1	
内科学Ⅰ～Ⅲ			1	1	1			3	
外 科 学					1			1	
耳鼻咽喉科学					1			1	
眼 科 学					1			1	
皮膚科学				1				1	
精神科学					1			1	
小児科学					1			1	
産婦人科学					1			1	
歯科法医学			1					1	
リハビリテーションⅠ・Ⅱ	1	1						2	
情報リテラシー		1						1	
医療人間科学		1						1	
同実習Ⅰ・Ⅱ		1	1					2	
歯科医学概論			1					1	
歯科医学史			1					1	
社会歯科学					1			1	
歯 検 学				1				1	
歯切歯の基礎と臨床				1				1	
加齢の科学				1				1	
有病者・障害者歯科学					1			1	
救命救急歯科学					1			1	
咬 合 学				1				1	
口腔顎顔面インプラント学					1			1	
統合臨床基礎実習					3			3	
総合歯科医学Ⅰ～Ⅳ	1		1	1	2			5	
臨床実習Ⅰ・Ⅱ						32	10	42	
総合歯科医学Ⅴ							10	10	
小 計	7	4	26	35	34	20		126	
合 計	35	32	35	35	35	20		192	

「※自由選択科目」は、卒業に必要な単位数には、含まない。
 「他学部開講科目」の履修希望者は、教学課に相談すること。

学 科 課 程 表 (第4学年)

授業科目名	配 当 学 年						合 計	備 考
	1年	2年	3年	4年	5年	6年		
	前期:後期	前期:後期	前期:後期	前期:後期	前期:後期	前期:後期		
宗教学Ⅰ・Ⅱ	1	1					2	
倫理学	1	1					1	
心理学	1						1	
動物学実験		(0)						5科目5単位のうち、1単位選択必修
医薬における社会行動学		(0)						
日本語コミュニケーション		(0)1					1	
ヨーロッパ文学		(0)						7科目7単位のうち、1単位選択必修
視聴覚教育科目		(0)						
生命倫理学		(0)						
有機化学Ⅱ		(0)						
超高齢社会と歯科医学		(0)						
フスタート・イングリッシュA		(0)1					1	
フスタート・イングリッシュB		(0)						
実用英語		(0)						
中級ドイツ語		(0)						
物理学Ⅰ～Ⅳ	2	2					4	
基礎化学	1						1	
有機化学Ⅰ	1	1					1	
細胞生物学	1						1	
ヒトの細胞遺伝学	1						1	
発生学		1					1	
化学演習		1					1	演習
生物学演習		1					1	演習
基礎生物学	1						1	
英語Ⅰ～Ⅲ	3						3	演習
英語Ⅳ・Ⅴ		2					2	
※ 海外英語研修		(1)					(1)	※(山)選択
ドイツ語1	1						1	演習
ドイツ語2		1					1	
保健体育講義	1						1	
体育実技Ⅰ～Ⅲ	1	1	1				3	
統計解析	1						1	
情報処理		1					1	演習
歯科医学英語Ⅰ・Ⅱ			1	1			2	
実践歯学英語					1		1	
歯の解剖学	1						1	
解剖学総論・骨学		1					1	
人体解剖学		1					1	
同実習		1					1	
頭頸部解剖学		1					1	
同実習		1					1	
組 織 学	1						1	
同実習	1						1	
口腔組織学	1						1	
同実習	1						1	
一般生理学	1						1	
循環・呼吸の生理学		1					1	
口腔生理学		1					1	
同実習		1					1	
一般生化学	1						1	
口腔生化学		1					1	
生化学実習		1	1				1	
分子生化学			1				1	
一般病理学		1					1	
同実習		1					1	
口腔病理学			1				1	
同実習			1				1	
基礎・一般微生物学	1						1	
口腔微生物学・基礎免疫学		1					1	
口腔微生物学実習			1				1	
歯科薬理学Ⅰ～Ⅲ	1	1	1				3	
歯科薬理学実習			1				1	
歯科理工学Ⅰ・Ⅱ		1	1				2	
同実習			1				1	
小 計	28	28	9	0	1	0	66	

授業科目名	配 当 学 年						合 計	備 考
	1年	2年	3年	4年	5年	6年		
	前期:後期	前期:後期	前期:後期	前期:後期	前期:後期	前期:後期		
口腔保健学			1				1	
地域歯科保健学			1	1			1	
衛生学・公衆衛生Ⅰ・Ⅱ			1	1			2	
衛生学・口腔保健学実習			1				1	
保存修復学			1				1	
同実習Ⅰ・Ⅱ			1	1			2	
歯周病学			1				1	
歯周治療学実習			1	1			1	
歯内療法学			1				1	
同実習			1	1			1	
歯型彫刻実習Ⅰ・Ⅱ	1		1				2	
全部床義歯補綴学			1				1	
同実習			2				2	
部分床義歯補綴学			1				1	
同実習Ⅰ・Ⅱ			1	1			2	
クラウンブリッジ補綴学			1				1	
同実習Ⅰ・Ⅱ			1	1			2	
口腔外科学Ⅰ～Ⅴ			2	1	1	1	5	
歯科麻酔学			1		1		1	
歯科矯正学総論			1				1	
歯科矯正学各論			1				1	
同実習			1	1			1	
口腔顎顔面放射線学			1				1	
口腔顎顔面画像検査学			1				1	
口腔顎顔面画像診断学			1				1	
小児歯科学総論			1				1	
小児歯科学各論			1				1	
同実習			1	1			1	
高齢者歯科学			1				1	
内科学Ⅰ～Ⅳ			1	1	1		3	
外科学			1				1	
耳鼻咽喉科学			1				1	
眼科学			1				1	
皮膚科学			1				1	
精神科学			1				1	
小児科学			1				1	
産婦人科学			1				1	
歯科法医学			1				1	
リメディアルA級Ⅰ・Ⅱ	1	1					2	
情報リテラシー	1						1	
医療人間科学	1						1	
同実習Ⅰ・Ⅱ	1	1					2	
歯科医学概論		1					1	
歯科医学史		1					1	
社会歯科学				1			1	
齶 齶 学			1				1	
歯咬傷の基礎と臨床			1				1	
加齢の科学			1				1	
有痛者・障害者歯科学			1				1	
救命救急歯科学			1				1	
咬合学			1				1	
口腔英語インストラクター			1				1	
統合臨床基礎実習			3				3	
総合歯科医学Ⅰ～Ⅳ	1	1	1	2			5	
臨床実習Ⅰ・Ⅱ					32	10	42	
総合歯科医学Ⅴ						10	10	
小 計	7	4	26	37	32	20	126	
合 計	35	32	35	37	33	20	192	

「※自由選択科目」は、卒業に必要な単位数には、含まない。
「他学部開講科目」の履修希望者は、教学課に相談すること。

学 科 課 程 表 (第6学年)

授業科目名	配 当 学 年						備 考
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	
	前期 後期	前期 後期	前期 後期	前期 後期	前期 後期	前期 後期	
宗教学Ⅰ・Ⅱ	1	1					2
倫 理 学		1					1
心 理 学	1						1
選 択 科 目	動物学実験	(0)					5科目5単位のうち
	人体と地球環境	(0)					
	日本語コミュニケーション	(0)					
	ヨーロッパ文学	(0)					
	視覚教育科目	(0)					
	生命倫理学	(0)					7科目7単位のうち
	有機化学Ⅱ	(0)					
	超高齢社会と歯科医学	(0)					
	1スター・イングリッシュA	(0)					
	1スター・イングリッシュB	(0)					
実用英語	(0)						
中級ドイツ語	(0)						
物理学Ⅰ～Ⅲ	1	2					3
基礎化学	1						1
有機化学Ⅰ		1					1
細胞生物学	1						1
ヒトの細胞遺伝学	1						1
発生学		1					1
化学演習	1						演 習
生物学演習	1						演 習
物理化学		1					1
基礎生物学		1					1
英語Ⅰ～Ⅳ	4						4 演 習
英語Ⅴ～Ⅶ	3						3
※ 海外英語研修			(1)				(1) *自由選択
ドイツ語Ⅰ・Ⅱ	2						2 演 習
ドイツ語Ⅲ・Ⅳ		2					2
保健体育講義	1						1
体育実技Ⅰ～Ⅲ	1	1	1				3
統計解析	1						1
情報処理		1					1 演 習
歯科医学英語Ⅰ・Ⅱ		1	1				2
歯の解剖学	1						1
解剖学総論・骨学		1					1
人体解剖学		1					1
同実習		1					1
頭頸部解剖学		1					1
同実習		1					1
組 織 学		1					1
同実習		1					1
口腔組織学		1					1
同実習		1					1
一般生理学		1					1
循環・呼吸の生理学		1					1
口腔生理学		1					1
同実習		1					1
一般生化学		1					1
口腔生化学		1					1
生化学実習			1				1
分子生化学			1				1
一般病理学		1					1
同実習		1					1
口腔病理学			1				1
同実習			1				1
基礎・一般微生物学		1					1
口腔微生物学・基礎免疫学		1					1
口腔微生物学実習		1					1
歯科薬理学Ⅰ～Ⅲ		1	1	1			3
同実習		1	1	1			1
歯科理工学Ⅰ・Ⅱ		1	1	1			2
同実習		1	1	1			1
小 計	33	27	9	0	0	0	69

授業科目名	配 当 学 年						合 計	備 考
	1年	2年	3年	4年	5年	6年		
	前期 後期	前期 後期	前期 後期	前期 後期	前期 後期	前期 後期		
口腔保健学			1				1	
地域歯科保健学				1			1	
衛生学・公衆衛生Ⅰ・Ⅱ			1	1			2	
衛生学・口腔保健学実習				1			1	
保存修復学				1			1	
同実習Ⅰ・Ⅱ				1	1		2	
歯周病学				1			1	
歯周治療学実習				1			1	
歯内療法				1			1	
同実習				1			1	
歯型彫刻実習	1						1	
全部床義歯補綴学			1				1	
同実習			2				2	
部分床義歯補綴学			1				1	
同実習Ⅰ・Ⅱ			1	1			2	
クラウンブリッジ補綴学				1			1	
同実習Ⅰ・Ⅱ				1	2		3	
口腔外科学Ⅰ～Ⅴ			2	1	1	1	5	
歯科麻酔学				1	1		1	
歯科矯正学総論			1				1	
歯科矯正学各論				1			1	
同実習					1		1	
口腔顎顔面放射線学		1					1	
口腔顎顔面画像検査学			1				1	
口腔顎顔面画像診断学				1			1	
小児歯科学総論				1			1	
小児歯科学各論					1		1	
同実習					1		1	
高齢者歯科学					1		1	
内科学Ⅰ～Ⅳ			1	1	1		3	
外 科 学				1			1	
耳鼻咽喉科学				1			1	
眼 科 学				1			1	
皮膚科学				1			1	
精神科学				1			1	
小児科学				1			1	
産婦人科学				1			1	
歯科法医学			1				1	
1イラブルアーク演習Ⅰ・Ⅱ	1	1					2	
情報リテラシー	1						1	
医療人間科学	1						1	
同実習Ⅰ・Ⅱ		1	1				2	
社会歯科学				1			1	
齶 齶 学			1				1	
歯周病の基礎と臨床			1				1	
生体防御の仕組み				1			1	
加齢の科学				1			1	
有病者・障害者歯科学				1	1		1	
救命救急歯科学				1	1		1	
校 合 学				1			1	
口腔臨床インプラント学				1			1	
統合臨床基礎実習					3		3	
総合歯科医学Ⅰ～Ⅳ	1	1	1	2			5	
臨床実習Ⅰ・Ⅱ					30	10	40	
総合歯科医学Ⅴ						10	10	
小 計	7	2	26	38	30	20	123	
合 計	40	29	35	38	30	20	192	

「※自由選択科目」は、卒業に必要な単位数には、含まない。
「他学部開講科目」の履修希望者は、教学課に相談すること。

I 学習に関わる事項

1 学 習 の 指 針

鶴見大学歯学部長 里 村 一 人

本学歯学部は1970年に設立され、「大覚円成、報恩行持（だいがくえんじょう、ほうおんぎょうじ）」の建学の精神を礎として、これまで多くの優れた人材を社会に輩出してきた伝統のある学部です。今後も学生の皆さんに優れた歯科医学教育を提供することにより、深い教養と良識を備えた信頼される優れた歯科医師の育成を目指していきたく考えています。この目的を達成するため、歯学部として教育課程の編成方針であるカリキュラム・ポリシーを定め、これに則って教育を行っています。以下にそのカリキュラム・ポリシーを示します。

1. 創造性に富む総合的な歯科医療を実践できるようバランスのとれた科目構成と統合科目を実践します。
2. 診療参加型の臨床実習により、口腔を総合的に診療できる高い臨床能力を育成しています。
3. 歯科医療へのモチベーションを向上させるため、早期体験学習を実施しています。
4. コミュニケーションスキルの向上に特化した合宿や演習を繰り返し行っています。
5. 外国語教育を充実させ、海外の姉妹校との連携で世界各地の歯科医療に触れる機会を設けています。
6. 研究能力を育てるため、研究室を広く開放し、得られた研究成果の発表の手助けをしています。

上記のようなポリシーに基づいて実際に編成されたカリキュラムに沿って教育を行い、学生の皆さんが学習した結果、本学歯学部が育成を目指しているような歯科医師としての資質を実際に獲得できたかどうかを判定するため、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）に従って試験を行い評価します。そしてこの評価に合格した学生は卒業が認定され、学士（歯学）の学位が授与され、歯科医師国家試験に望むことができるようになります。

ここで十分注意して置くべきことがあります。1つは、各試験の受験資格を得るためには所定の出席率が必要とされることです。受験資格や評価方法等については各科目のシラバスに明記されていますので、必ず精読しておいてください。また所定の掲示板には、皆さんの学習や試験に関わる重要な伝達事項が掲示されますので、常に確認するようにしておいてください。これらの他にも、この「学習の指針」の項では、授業や単位制度、履修登録などに関する情報が記載されています。これらはすべて学生の皆さんにとって重要な情報です。是非一読しておいてください。

2 学習上の留意事項

〔1〕カリキュラムの編成

歯学部教育方針に基づき、歯科医師となるために必要な授業科目を開設し、これらの科目を各年次に配列して教育課程（カリキュラム）を編成している。

平成13年3月に全国の歯科大学・歯学部に対して「歯学教育モデル・コア・カリキュラム－教育内容ガイドライン－」が提示されたことに伴い、本学でも共用試験（CBT、OSCE）に対応するため、平成14年度よりコア・カリキュラムに沿った新カリキュラム、平成18年よりは新々カリキュラムを導入した。詳細については、学科課程表を参照すること。

〔2〕授業

1. 学年・学期

(1) 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(2) 授業は、1年を前期・後期の2学期に分けて行われる。

前期：4月1日～9月30日 後期：10月1日～翌年3月31日

ただし、実際の前期授業開始日、また、後期の授業開始日は、学年によって異なる。

2. 授業期間

1年間の授業期間は、前期・後期定期試験等の期間を含めて、原則35週とし、前期授業15週、前期定期試験2週、後期授業15週、後期定期試験2週、学年末後期追・再試験1週である。なお、大学行事、祝日等によって授業回数に不均衡が生じるが、おおむね15週の授業を確保している。

3. 授業時間・時間割

(1) 歯学部における授業時間は次のとおりである。

〈時限・授業時間〉（平成25年度改訂）

時 限	1	2	3	4	5
授業時間	9：00 } 10：20	10：35 } 11：55	13：00 } 14：20	14：35 } 15：55	16：10 } 17：30

※ 1時限目～5時限目は1時限80分授業である。

(2) 授業時間割には、学年暦（スクールカレンダー）・授業科目名・担当教員名・教室（講義室・演習室・実習室）・時限・授業日などが週単位で表示されているので、大いに活用してもらいたい。また、大学行事等で授業科目の教室、時限等が変更される場合、その都度、掲示板に発表する。

4. 休 講

- (1) 大学または各授業科目担当教員のやむを得ない事情により、授業を休講することがある。休講は、大学として決定した場合、または担当教員からあらかじめ連絡があった場合、掲示板に発表する。
- (2) 休講の掲示がないにもかかわらず、授業開始時刻を30分経過しても担当教員が教場に入室しない場合は、クラス委員等が歯学部教学課に連絡し、その指示に従うこと。
- (3) 事故・災害（台風・地震・大雪）等による交通機関が不通になった場合の授業の有無は、歯学部教学課に問い合わせること。「地震発生時の心得」、「東海大地震等警戒宣言発令時の諸注意」、「ストライキによる交通機関不通時の授業の扱い」については「Ⅷ. 災害・事故等への対応」(p. 69)を参照すること。

5. 補 講

授業週数は、祝日・大学行事等を除いて、15週を確保するよう授業時間割が組まれているが、やむを得ない事情による休講のために15週確保できない場合などに、担当教員からの申し出により臨時の授業（補講）を行うことがある。補講は、5時限目のほか土曜日にも実施する。補講を実施する場合は、日程が決まり次第、記念館前歯学部掲示板に発表する。

6. 出欠席・遅刻の取扱い

■欠席届

授業を欠席した場合は、登校してから1週間以内に所定用紙の「欠席届」により歯学部教学課に提出すること。病気の場合は、診断書を添付すること。

■忌引欠席の取扱い（「学生清規第15条第1項」）

「忌引欠席届」に証明書（会葬礼状等）を添付して、提出すること。

忌引欠席の場合は、次の期間内に限り欠席時間数・日数に算入しない。

両親……7日以内、祖父母・兄弟姉妹……3日以内

※各種届出は、期限を過ぎて提出したものは、受け付けない場合がある。

■遅刻の取り扱い

①遅刻は30分以内とする。ただし、臨床実習は20分以内とする。

②遅刻3回は、1回の欠席とみなす。

※「遅延証明書」がある場合でも遅刻扱いとなるので注意すること。

[3] 単位制度

大学での学習（学修）はすべて単位制になっており、すべての科目には一定の単位が定められている。単位の認定については、学年ごとに定められた修得すべき科目を履修し、かつ、その試験に合格し、学年末に進級（第6学年にあっては卒業）を認定された者に対して、合格した科目の単位を認定する。ただし、留年となった場合は、原級に留まり、当該学年に開講される授業科目を全て再履修しなければならない。

単位計算方法

単位とは、学修の量を一定の基準に従って計算し、数字で表したものである。単位数は科目によって異なる。

1 単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して計算している。（「大学設置基準」）

■単位の計算基準は次のとおり定めている。

〔講義・演習科目〕 15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。

〔実験・実習・実技科目〕 30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。

※第4学年に開講される「総合歯科医学Ⅳ」は、講義と演習の併用により行う。

卒業要件単位

本学を卒業するためには、6年以上（2年次編入学の場合は5年以上）在学して、卒業要件として所定の単位（192単位以上）を修得しなければならない。卒業要件単位は、本学部の教育課程に従い、下記のとおり、構成されており、各年次に配列された授業科目は、学科課程表に示すとおりである。従って、本年度当該年次に配列された授業科目を学科課程表により、履修しなければならない。ただし、毎年度、カリキュラムの見直しを行い改訂される場合があるので、注意することが必要である。

〈平成28年度第1学年の分野別卒業要件単位数〉

■一般教育科目 37単位（必修35単位、選択必修2単位）

- ・人文、社会、自然分野…20単位（必修18単位〔統合科目のリメディアル演習（2単位）を含む〕、選択必修2単位）

〈選択科目〉

1年次後期5科目のうちから1科目（1単位）

2年次前期7科目のうちから1科目（1単位）

- ・外国語科目……………必修10単位（英語・ドイツ語・歯科医学英語・実践歯学英語）
- ・保健体育科目……………必修4単位（保健体育講義・体育実技）
- ・情報処理関連科目 必修3単位〔統合科目の情報リテラシー（1単位）を含む〕

■専門教育科目 必修128単位

■関連臨床医学 必修 11単位

■統合科目 必修 16単位（情報リテラシー、リメディアル演習を除く）

卒業要件単位合計 192単位

但し、すべての授業科目は、上記のとおり単位制により単位数が定められているが、学科課程表に示すとおり、単位修得を体系的かつ合理的に進めるために、①履修する授業科目、②履修する学年、③修得すべき単位数（進級に必要な単位数）が既に定められている。履修方法としては、一般で言うところの学年に関わりなく自由に履修できる単位制ではなく、学年ごとに履修方法が決められている。

〔4〕履修登録

履修登録の必要な授業科目は次のとおりである。

学 年	学 期	授 業 科 目	履 修 の 要 件
1 年	後 期	動物学実験、医療における社会行動学、 日本語コミュニケーション、 ヨーロッパ文学、視聴覚教育科目	5科目5単位のうち 1単位選択必修
2 年	前 期	生命倫理学、有機化学Ⅱ、 超高齢社会と歯科医学、 リスタート・イングリッシュ (A・B) 実用英語、中級ドイツ語	6科目6単位のうち 1単位選択必修
1 年 3 年	前 期	※他学部開講科目 海外英語研修	後日オリエンテー ションで伝達

- (1) 履修届は、所定の期日までに、歯学部教学課に提出しなければならない。期日までに正規の手続きをしなかった者は、その期の履修が認められず、たとえ授業を受けても試験を受ける資格がなく、単位を修得することはできない。
- (2) 履修科目の登録は、指定された期日に必ず本人が履修届に記入・押印し、学生証提示のうえ行うものとする。ただし、登録期間内に提出不可能な場合は歯学部教学課に申し出ること。提出日に無断欠席した場合は、後日の提出は認めない。
- (3) 履修届に記入する科目名などは、書き誤りのないように注意しなければならない。誤って記入した場合には、その登録は無効とする。
- (4) 「他学部開講科目」について

文学部で開講している科目のうち、歯学部学生でも履修が可能な共通開講科目のことである。

平成28年度は、第1学年～第3学年を対象として、「海外英語研修」(1単位)を開講する。この科目を履修する場合は、後日文学部が主催する説明会に必ず出席すること。

※「他学部開講科目」は、「自由選択科目」(1単位)であり、卒業所要単位には含まれない。

〔5〕試験・成績

1. 試験に関する規程

試験に関しては、「歯学部試験規程」をよく読んで理解しておくこと（p. 51参照）

2. 試験の種類と方法

(1) 定期試験

①履修した学科目について、各学期末に定期的実施する試験のことである。

- ・前期定期試験……前期開講科目に対する試験で7月に実施する。
- ・後期定期試験……後期開講科目に対する試験で1月に実施する。

②試験方法

筆記試験・口答試験・レポート及び製作品の提出、その他担当教員が適当と認める方法により実施される。

③試験時間割

- ・定期試験の時間は、原則として60分とする。（平成25年度改訂）
ただし、担当教員が適当と認めた時はこれに限らない。
- ・試験時間割・試験場は、試験方法（伝達事項）と同時に、記念館前歯学部掲示板に発表する。

④試験場・試験時間は、授業時と異なるので注意すること。

〈注意事項〉

※学期期間中に授業内試験や中間試験を実施することがある。

(2) 登院試験

- ・臨床実習を行い得る資格を問うために実施する試験である。
- ・第4学年前期・後期定期試験において、受験失格の判定を受けた者は、受験することができない。
- ・登院試験は、社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構（「実施評価機構」）で実施する共用試験（CBT、OSCE）をもって実施する。平成18年度から正式実施となり、一人当たり受験料25,000円（平成27年度実績）は学生負担とし、大学が代理徴収し、実施評価機構に納入することになる。

(3) 臨床実習Ⅰ試験

第5学年における臨床実習の到達度を判定する試験である。

(4) 総合歯科医学Ⅴ試験

6年次総合歯科医学の成績を評価するため、6年次後期に実施する試験である。
詳細については、決定次第、伝達する。

(5) 追試験

病気その他やむを得ない理由により定期試験その他の試験を受験できなかった場合に、担当教員等の許可を得て実施する試験である。

手続き方法は、試験欠席後、1週間以内に担当教員等の許可（承認）を得たうえで、「追試験受験願」に理由書（病気の場合は診断書）を添付し、所定の申込用紙

を歯学部教学課に提出すること。なお、「追試験受験願」を提出していない場合は、担当教員等の許可を得てないものとみなされ、受験できないので注意すること。(受験手数料：1科目 1,000円)

ただし、忌引(両親、祖父母、兄弟、姉妹)による試験欠席の場合には、受験手数料を免除する。

(6) 再試験

前期又は後期履修科目について、定期試験の結果不合格となった場合に、該当学生の願い出により担当教員の許可を得て実施される。

また、前期科目の再試験の結果、不合格となった場合には、該当学生の願い出により担当教員の許可を得て、学年末に再試験が再度実施される。

再試験の日程が掲示発表された科目について、所定の「再試験受験願」を歯学部教学課に提出すること。(受験手数料：1科目 2,000円)

追・再試験の実施時期は、次のとおりである。

前期 9月上旬

後期 2月下旬から3月上旬

(7) 未修得科目試験

2年生から4年生について、前学年在籍中において修得すべき科目が未修得である場合、該当学生の願い出により担当教員の許可を得て実施される。

(受験手数料：1科目 2,000円)

また、未修得試験については、前期定期試験期間中に1回、後期定期試験期間中に1回の実施を限度とし、前期・後期の定期試験期間中に実施する。

3. 受験資格について

受験資格は、試験の種類によって下記のとおり異なるので、注意すること。

特に、下記(1)により1科目でも受験失格科目がある場合は、進級できない(留年となる)ので、特に注意すること。

(1) 定期試験

当該学年履修科目のうち、講義科目においては総授業時間数の4分の3(75%)以上、実習・実技科目においては総授業時間数の5分の4(80%)以上出席した者でなければ、定期試験を受験することができない。

(2) 登院試験

①第4学年前期・後期定期試験において、受験失格の判定を受けた者は、受験することができない。

②「総合歯科医学Ⅳ」の総授業時間数の4分の3(75%)、「統合臨床基礎実習」の総授業時間数の5分の4(80%)以上出席した者でなければ受験することができない。

(3) 臨床実習Ⅰ試験(5年)

・臨床実習の総授業日数の5分の4(80%)以上出席した者でなければ、受験す

ることができない。

(4) 総合歯科医学Ⅴ試験（6年）

- ・総授業時間数の4分の3（75%）以上出席した者でなければ受験することができない。

4. 受験時の注意

「受験心得」を参照すること。（p. 56参照）

(1) 次の者は定期試験その他の試験を受験することができない。

- ①試験規程第7条の受験資格の要件を満たしていない者。
- ②当該科目の履修登録（選択科目のみ）を行っていない者。
- ③授業料その他の学納金を滞納している者。
- ④検印を受けていないもの。（以下「(2)検印の実施について」参照）
- ⑤共用試験の場合は、受験料を納入していない者。
- ⑥学生証を携帯していない者。

学生証を忘れた場合は、「仮受験票」（手数料：1,000円）の交付を受けること。

⑦追・再試験の場合は、「追・再試験受験願」の手続きをしていないもの。

追試験受験手数料：1科目 1,000円、再試験受験手数料：1科目 2,000円。

追試験の場合は、「追試験受験願」の提出が必要である。

(2) 検印の実施について

学納金を納入し、かつ、定期健康診断を受診した者には、前・後期定期試験1週間前に学生証に検印を実施する。この検印を受けなければ定期試験その他の試験を受験できないので注意すること。

5. 成績評価

- (1) 成績評価は、定期試験の結果によって行うのを原則とするが、担当教員が適当と認めるときは、授業内試験（小テスト）・中間試験の結果など平素の学習成績、出席状況、学習態度等も加味して評価することができる。
- (2) 各授業科目の成績評価方法は「歯学部授業計画表（シラバス）」に明記してあるので、参照すること。
- (3) 成績評価は次のとおりとする。
 - ①成績評語は、優・良・可・不可をもって表す。
 - ②100点満点とし、60点以上を合格、59点以下を不合格とする。
 - ③追・再試験の評点は、80点を最高点とする。

成績評点	評語	成績通知表	成績証明書
80点～100点	優	優（評点）	優
70点～79点	良	良（評点）	良
60点～69点	可	可（評点）	可
59点以下	不可	不可（評点）	—
（試験欠席）	—	欠 試	—

- (4) 登院試験、臨床実習Ⅰ試験および総合歯科医学Ⅴ試験の(3)成績評価（評点）については別に定める。
- (5) 当該科目に合格し、進級・卒業を認定された者には、所定の単位を認定する。

6. 不正行為

定期試験等の受験中に不正行為を行った者は、受験が停止され、教授会の審議を経て、その期の全科目の成績を零点とする。

7. 成績発表・通知

成績は次のとおり発表する。電話・メール等による成績の問い合わせには一切応じない。

発表科目	発表時期・方法	保証人宛通知時期
1～4年前期定期試験期間までに受験した科目	9月末 成績通知表配布	10月中旬
2～6年前年度受験科目	4月オリエンテーション時に成績通知表配布	4月中旬

- (注意) 1. 発表科目には、前年度未修得科目を含む。
2. 年度途中の合否は、合格者のみ学籍番号により発表する。
3. 追・再試験の最終合否結果は発表しない。

8. 進級

(1) 進級

当該学年において次の進級要件（卒業要件）を満たした場合には、進級および卒業することができる。ただし、当該学年履修学科目において受験失格科目がないこととする。

学年	当該学年で 修得すべき 科目数	進級要件			
		①前学年 までの 履修要件	②当該学年の 履修要件	③登院 試験 (CBT・ OSCE)	④臨床 実習Ⅰ 試験
第1学年	35科目	—	35科目のうち32科目以上合格すること。	—	—
第2学年	32科目	1年次 全科目の 合格	32科目のうち29科目以上合格すること。	—	—
第3学年	34科目	2年次まで の全科目の 合格	34科目のうち31科目以上合格すること。*	—	—
第4学年	34科目	3年次まで の全科目の 合格	34科目すべてに合格すること。	合格 = 総合歯科医学Ⅳ(2単位)、統合臨床基礎実習(3単位)の合格。	—
第5学年	1科目	4年次まで の全科目の 合格	臨床実習Ⅰに合格。	—	合格 = 臨床実習Ⅰ(30単位)の修得。
第6学年	2科目	5年次まで の全科目の 合格	〈卒業要件〉 (1)臨床実習Ⅱに合格。 (2)総合歯科医学Ⅴ試験合格。 (3)所定の修業年限以上の在学。 (4)卒業所要単位192単位以上の修得。	—	—

※32科目には衛生学・口腔保健学実習、保存修復学実習Ⅰ、歯内療法学実習、全部床義歯補綴学実習、部分床義歯補綴学実習Ⅰの合計5科目を含む。

■前年度未修得科目は、翌年度に実施する当該科目の試験に合格のうえ、単位を修得しなければならない。

〔6〕 共用試験

臨床実習開始前の学生に対して行なわれる共用試験は、学生が臨床実習に参加するに足る基本的な能力（態度・知識・技能）を備えているかどうかを評価するためのものである。全国の歯科大学、歯学部が参加して、現在、4年生で行われる。

共用試験の内容は、CBT（Computer Based Testing）とOSCE（Objective Structured Clinical Examination）（客観的臨床能力試験）の2種類の試験から成り立っている。

CBTは知識に対する試験であり、OSCEは診療に関する態度および技能を評価する試験である。

この試験を実施するため、平成13年3月に全国の歯科大学・歯学部に対して「歯学教育モデル・コア・カリキュラム－教育内容ガイドライン－」が提示された。

本学では、平成14年度入学生よりこのコア・カリキュラムに沿った新カリキュラムを導入し、共用試験に対応している。また、平成14年度よりCBT、平成15年度よりOSCEの試行（トライアル）を5年生を対象に実施してきたが、平成18年度より正式に実施されている。

〔7〕 臨床実習

登院試験に合格したものは、臨床実習の課程に進むことになる。

ただし、いきなり、この課程に進むのではなく、その直前に、約4週間の臨床予備実習の期間が設けられている。患者さんとのコミュニケーションのとり方、言葉づかい、態度など、患者さん中心の歯科医療（POS）への心構えのほか、将来、歯科医師としてわきまえなければならない心構え、即ち医の倫理を培うことを目的としている。

この臨床予備実習を終えると、臨床実習に入るが、これは、約1カ年（45週）間行われ、歯科教育の最後の段階として、極めて特色のあるものである。

この臨床実習においては、臨床系各科を回ることは臨床予備実習と同じであるが、今度は、臨床実習指導者の直接の指導監督の下に、歯科診療に従事し、医療管理の事務、患者さんとの応待、これまでに修得した知識、技術を駆使し、歯科医療・管理についての徹底的な実地修練を受ける。

この臨床実習の評価は、「臨床実習修了判定基準」にもとづき一定の時期までに修了したケースと点数、その他試験の成績、実習時の態度、出席状況等を総合して行われる。

臨床実習の心構えや注意事項、各科の実習要領については、「臨床実習手帳」の中の「臨床実習心得」及び各科の「臨床実習の手引き」において詳細に記述されているが、最も基本的な心構えについて、「臨床実習心得」から「全般的心得」を次に抜粋する。

全般的心得

臨床実習は、患者の尊厳と権利、医の倫理、安全管理に配慮し、患者中心の歯科医療を実施できる医療人としての基盤を築くことを目的とする。

その実施に際しては、すでに修得した基礎医学、臨床歯科医学を総合的に応用し、人々の歯科医療に対する要望に応え得るものでなくてはならない。

1. 臨床実習生は、歯科医師となるための実習をしていることに誇りを持ち、責任ある行動をとること。
2. 臨床実習生は、常に、教員の指導のもとに診療に従事すること。
3. 臨床実習生は、本学学則、諸規程並びに本心得を守り、教職員の指示に従うこと。

〔8〕履修についての注意事項

1. 学習計画の立て方

授業科目を履修するに当たっては、配布された『2016年度歯学部授業計画表（シラバス）』により履修計画を立て、予習をしたうえで授業に臨むことが肝要である。

シラバスとは、学年あるいは学期中の授業・講義の計画や内容の概略を時限ごとに記したものである。

2. 進級要件及び卒業要件

進級要件としての合格科目数は、「歯学部試験規程」に示すとおり各学年で合格すべき科目数が規定されている。また、卒業要件としては第5学年までに修得すべきすべての科目の単位を修得した者で、第6学年において臨床実習Ⅱ及び総合歯科医学Ⅴに合格することとなっている。上記の要件を満たし、進級・卒業を認定された者に対して、所定の単位が与えられる。カリキュラム・履修年次・卒業年度により修得合計単位が異なるので注意すること。

Ⅱ 学生相談・学生厚生に関する事項

〔1〕クラス担任制度

歯学部では、ひとつの学年をA Bの2クラスに分け、クラス担任・副担任を配置して、学生からの学習および学生生活上の相談に応じ、教員からの指導・助言を受けることができる体制を取っている。また、学生が教員と面談しやすいようにオフィスアワー制度があるので、大いに活用することをすすめる。

■オフィスアワー制度

教員が研究室等において、学生からの学習および学生生活上の相談にのれるよう、指定した時間帯に待機する制度である。その時間帯に必ず教員と会うことができる。年度当初に配布する資料を参照すること。なお、指定された時間帯以外に面談を希望する場合は、教員に問い合わせること。

〔2〕クラス委員

大学生活の運営を円滑にし、かつ、学生の自発的活動を活発にするために、各クラスに2名のクラス委員を置いている。クラス委員は大学からの指示・連絡事項を伝えるとともに、大学行事への必要な任務にあたる。クラス委員は、前・後期の各期にクラス内で選出し、歯学部教学課に届けるものとする。

〔3〕健康管理

有意義な学生生活を送る上で重要なことのひとつに、健康管理をあげることができる。そのためには、4月当初に実施される定期健康診断を受診することはもとより、日頃から健康に留意し、保健センターでのメンタルヘルスを含めた健康相談などを大いに活用することをすすめる。

健康診断

■定期健康診断

定期健康診断は学校保健法に基づき、就学可能な健康状態であるかどうかを確認することを目的として実施しており、必ず受診しなければならない。現在実施している検査は次の9項目であるが、学年によって検査項目が異なる。

身長・体重の計測、胸部X線撮影、視力、血圧の測定、内科診察、尿検査、心電図、麻疹採血

■課外活動健康診断

課外活動健康診断はクラブ活動における事故防止のため、毎年6月に実施している。定期健康診断の受診結果に加え、運動に関する問診、心電図検査、内科検診等を行い、総合的に判定している。該当するクラブの部員は必ず受診すること。

■健康診断証明書

健康診断証明書は毎年4月に実施される定期健康診断の受診結果に基づき発行する。「健康診断書」とは異なるので注意すること。発行希望者は、所定の申込用紙（黄色）に記入し、証紙（1通につき100円）を貼付のうえ、保健センターへ申し込むこと。発行は、申込日から3日後である。

※遠隔地被保険者証

医療機関で診療を受けるためには、保険証が必要となる。親元（扶養者）から離れて就学する学生は、「遠隔地被保険者証」を準備しておくこと。

〔4〕学生総合保険制度

本学歯学部では、不慮の事故から学生を守る一助にと、従来より学生総合保険制度を採用、実施しており、本年度も平成28年4月1日付の発効にて東京海上日動火災保険株式会社と保険契約をしている。

この保険は正課中・課外活動中の事故に限定せず、より広く学生の日常生活における思わぬ傷害事故、更には誤って他人に損害を与えた場合の賠償責任事故を併せ保険カバーするものである。

なお、保険料は1名につき年間4,300円であるが、学生本人の掛金は2,500円となり、残りは大学が負担する。

補償内容（保険金額）

傷 害	死亡・後遺障害保険金額	100万円
	入院保険金日額	2,000円 <small>事故の日からその日を含めて180日がお支払いの限度</small>
	通院保険金日額	1,300円 <small>事故の日からその日を含めて180日以内の通院で、90日がお支払いの限度</small>
賠償責任保険金額 (記録情報限度額500万円)	支払限度額	1,000万円
感染症予防費用保険金額	支払限度額	50万円

★次のような場合に、国内外を問わず補償します。

<p>交通事故によるケガ</p> 	<p>レジャー・スポーツ中のケガ</p> 	<p>ご家庭でのケガ</p> 
<p>学校内でのケガ</p> 	<p>賠償責任事故も補償</p> 	<p>学生のケガや 賠償責任を幅広く補償</p>

〔5〕学納金の納入について

授業料・施設維持費などの学納金及びその他の納付金の納入通知（振込依頼書）は、毎年、3月下旬と8月下旬（分納分のみ）に正保証人宛送付する。

納入区分	納入通知	納入期限	延納期限
全納・分納1回目	3月下旬	4月末日	6月末日
分納2回目	8月下旬	9月末日	11月末日

〈注意〉

- (1)納入期限までに納入できない場合は、納入期限10日前までに本学所定の「学納金延納願」を歯学部教学課に提出のうえ、許可を得なければならない。延納期限は、2ヵ月以内とする。
- (2)学納金等の滞納者は、定期試験の受験資格を失い、各種証明書の交付を受けることができなくなるので、注意すること。

〔6〕教科書・実習器材の購入について

教科書・実習器材などの購入通知は、毎年、3月下旬・9月上旬に、送付する。なお、購入申し込みは、大学内売店(株)モリタを通して、当該学年・実習科目に関する実習器材「申込書」、「明細書」を送付するので、期限までに申し込むこと。

〈通知時期〉

		1年生	2年生	3年生	4年生
前期	教科書	3月下旬	3月下旬	3月下旬	3月下旬
	実習器材	3月下旬	3月下旬	3月下旬	3月下旬
後期	教科書	—	9月上旬	9月上旬	9月上旬
	実習器材	—	—	9月上旬	9月上旬

〔7〕その他の注意事項

(1) 掲示について

学生に対する公示、告示、行事予定・時間割の変更、休講、試験時間割など学習上の周知事項については、すべて記念館前歯学部掲示板に掲示発表するので、自己責任において、注意して掲示板を良く見ること。

(2) 問い合わせについて

緊急を要する場合以外の歯学部教学課への電話による問い合わせには応じない。成績はもちろんのこと掲示発表した内容については、間違いのもとになるので、一切応じないので、歯学部教学課窓口で問い合わせること。

(3) 自動車・オートバイでの通学（構内乗入れ）禁止について

本学構内での安全確保と近隣住民への迷惑駐車・駐輪防止のため、自動車・オー

トバイによる通学および構内への乗入れを禁止している。平成18年10月より、これに関する懲戒規程が制定され、これに違反した者は、処分対象になるので注意すること。(Ⅶ. 学内諸規程p. 63参照)

(4) 盗難防止について

教科書・実習器材、貴重品などの所持品は、ロッカー室・実習室などで盗難に遭わないよう、自己責任において管理を怠らないこと。

(5) 「開放自習室」の利用について

多くの学生より、図書館の開館時間の延長や放課後に勉強のできる教室の利用等の要望があり、記念館2階の「セミナー室2-3・2-4」並びに記念館3階の「セミナー室3-3・3-4」を自習室として学生に開放している。利用に当たっては下記事項に留意し、利用すること。

なお、学内行事等で利用ができない場合がある。その際には速やかに所定の掲示板で周知するので、必ず掲示をよく確認して利用すること。

場 所 記念館2階 セミナー室2-3・2-4

記念館3階 セミナー室3-3・3-4

利用時間 平日 17:00~21:00

土曜 13:00~18:00

連絡掲示 1号館1階玄関ホール脇掲示板

記念館1・2・3階掲示板

留意事項

- ①私語を慎み、他の利用学生の妨げとならないこと。
- ②利用時間は厳守のこと。
- ③飲食物の持ち込み並びに飲食・喫煙禁止。
- ④所持品を机の上に放置したまま空席としないこと。
- ⑤携帯電話の電源を切ること。

Ⅲ 学籍異動に関する事項

学籍異動に関する願書および手続きには次のようなものがある。

〔1〕休学願

病気その他やむを得ない理由により2ヵ月以上就学することができないときは、休学する理由を明記して、病気の場合は診断書を添え、正保証人連署でもって願い出て許可を受け、当該年度内で休学することができる。当該年度とは、4月1日～翌年3月31日までの期間内のことである。

■休学する場合は、次のことに注意すること。

- (1) 休学期間は理由の如何を問わず学年末（3月31日）までとする。
- (2) 休学期間が2ヵ年度にわたる場合は、年度ごとに願い出なければならない。
- (3) 休学期間は、引き続き2年を超えないこととし、通算して4年以内とする。
- (4) 休学期間は、在学期間に算入しない。
- (5) 健康上その他の理由により、休学が必要であると認めた場合には、休学を命ずることがある。
- (6) 次年度の復学については、2月に歯学部教学課より正保証人宛連絡する。

■休学した場合の学納金その他の納付金の取扱い。

- (1) 当該年度の4月末日までに1年間の休学願を提出し、5月末日までに休学を許可された場合、授業料および施設維持費の半額を免除する。その他の納付金は、全額を納入する。
- (2) 当該年度の4月末日までに9月末日までの休学願を提出し、5月末日までに休学を許可された場合、授業料の分納額の半額を免除する。
- (3) 当該年度の5月以降9月末日までの間に学年末までの休学願を提出し、10月末日までに休学を許可された場合、授業料の分納額の半額を免除する。

〔2〕復学願

病気その他の理由で、休学した者が復学するときは、休学期間が満了する年度末1ヵ月前までに正保証人連署でもって願い出て許可を受け、復学すること。病気による休学の場合は、必ず診断書を添えること。復学は原則として年度始め（4月1日）からとすること。

〔3〕退学願

病気その他の理由で、退学しようとするときは、正・副保証人連署でもって願い出て許可を受けなければならない。（学生証を返還のこと。）

〔4〕在学期間

1. 最長在学年数

- (1) 歯学部における修業年限は、6年と定められている。これに伴い、在学期間は修業

年限の2倍の期間つまり12年を超えることができないとされている。最長在学年数は、12年となる。

- (2) 編入学者（2年次）の在学期間は、12年から入学時の認定学年数（1年）を減じた年数とする。つまり、11年となる。
- (3) 再入学者の在学期間は、入学を許可された学年までの経過年数を減じた年数とする。

2. 留年措置に伴う在学期間

留年措置に伴う在学期間については、原則として同一学年において2年を超えないことと「歯学部試験規程 第17条」に規定されている。ただし、休学期間を除く。

なお、在学期間は学則第7条により、12年間を超えることはできない。

IV 学校行事等

〔1〕 歯学部解剖献体精霊供養法会

人体解剖が、医学の研究、教育にとって重要不可欠なことであり、これが、医学の進歩、発達に貢献していることは、今さら言うまでもないことであろう。

さて、局所的な歯の疾患も、人体全体に関連する以上、この人体解剖が、医学の場合と同様、歯学の研究、教育にとっても、重要不可欠なことは言うまでもないところである。

この解剖には、文部科学省の規定により義務づけられている正常解剖すなわち系統解剖と、病理解剖とがあるが、いずれにせよ、篤志家の提供（献体）によったり、その他様々の事情により提供された一つ一つの貴い遺体によって、解剖実習が、初めて可能になることを銘記しなければならない。

そこで、各歯科大学は、（医科大学も同様であるが）毎年、解剖献体精霊供養法会を催して、遺体に対し感謝し、その霊を慰めている。

本学部も、毎年本山大祖堂において、「歯学部解剖献体精霊供養法会」を催し、遺族を招き、教職員、学生が参列し、しめやかな中にも、厳粛な法要が営まれている。

学生諸君は、この法要の主旨をよく理解し、これを契機に、一層学業に精進し、将来、立派な歯科医師、あるいはまた歯学研究者となって、社会福祉の進歩、発達に貢献し得るよう、誓いを新たにされたい。

このことが、精霊の真の供養になることと思うのである。

〔2〕全日本歯科学学生総合体育大会

全日本歯科学学生総合体育大会（略称「歯学体」）は、歯科学学生間におけるスポーツの奨励・発展及び相互の交流・親睦を図り、スポーツを通じて人間形成に寄与することを目的として、1968年「全日本歯科学学生体育連盟」が結成され、全国の国公立歯科大学29校が参加して、毎年冬期（3部門）・夏期（23部門）の2期に分かれて、下記26部門（種目）にわたって開催されている。

本学歯学部は、第13回・第36回大会の事務主管を務めた。なお、歯学体については歯学部教学課で取扱っている。第48回歯学体は、東京医科歯科大学が事務主管校となり、既に冬期部門大会は終了し、本年7～8月に夏期部門が開催される。本学部からは、冬期3部門、夏期17部門が参加予定である。

〈冬期部門〉

ラグビー・フットボール……………12月下旬開催

アメリカン・フットボール、スキー……3月中旬開催

〈夏期部門〉

硬式野球、準硬式野球、硬式庭球、ソフトテニス、サッカー、ゴルフ、卓球、バドミントン、バレーボール、バスケットボール、ボウリング、柔道、剣道、弓道、空手道、少林寺拳法、日本拳法、アーチェリー、陸上競技、水泳、ヨット、漕艇、フットサル……………7月下旬～8月中旬開催

V 褒賞制度

〔1〕長尾学術奨励賞

長尾学術奨励賞は、初代歯学部長、故 長尾 優先生が、生前に拠出された基金によって1974年（昭和49年）7月に制定され、歯学部学生で6年間を通して、人物、成績がともに優秀な者に対して、卒業時に賞状と記念品が贈られるものであり、1975年度（昭和50年度）第1回卒業生から実施されている。

〔2〕石川学術奨励賞

石川学術奨励賞は、二代歯学部長、故 石川堯雄先生の志により拠出された基金によって1990年（平成2年）2月に制定され、歯学部学生で特に人物ならびに専門科目の成績がともに優秀な者に対して、卒業時に賞状と記念品が贈られるものであり、1989年度（平成元年度）第15回卒業生から実施されている。

VI 齒科医師国家試験、 臨床研修制度・進路

〔1〕 歯科医師国家試験

歯学部を卒業した者に対して、歯科医師国家試験の受験資格が与えられるが、この国家試験に合格し、厚生労働大臣から、歯科医師免許証を交付されて、初めて歯科診療に従事することができる。

歯科医師国家試験は、臨床上必要な歯科医学および口腔衛生に関して、歯科医師として具有すべき知識および技能について行うもの（「歯科医師法第9条」）とされ、今年は1月下旬に実施された。

また、次に掲げる関連法規を熟読し、在学中に交通事故等も含めて違法行為を起し、歯科医師免許の交付申請ができないことのないよう日常生活に十分注意すること。

歯科医師法（抜粋）

〔免許の絶対的欠格事由〕

第三条 未成年者、成年被後見人又は被保佐人には、免許を与えない。

〔免許の相対的欠格事由〕

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 一 心身の障害により歯科医師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの（*下記注意事項参照）
- 二 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 三 罰金以上の刑に処せられた者
- 四 前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為のあつた者

（*注意事項）

歯科医師法施行規則（抜粋）

（法第四条第一号の厚生労働省令で定める者）

第一条 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号。以下「法」という。）

第四条第一号厚生労働省令で定める者は、視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により歯科医師の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

〔2〕臨床研修制度・進路

歯科医師臨床研修については、平成18年4月より歯科医師の資質の更なる向上を図るため新歯科医師臨床研修制度がスタートし、歯科医師免許取得後、大学病院等で1年以上の臨床研修を受けることが必修化された。

したがって、大学卒業後、大学院の臨床系講座へ進学する場合、又は医局員や勤務医等へ就職を希望する場合には、歯科医師臨床研修を修了していることが必須となる。

本学歯学部附属病院における歯科医師臨床研修プログラム等は附属病院ホームページに掲載してあるので参照すること。

<http://www.tsurumi-univ-dental-hospital.jp/study>

〈臨床研修修了後の進路〉

1. 大学に勤務する場合

- (1) 本学の教員、臨床専科生等を希望する場合は、希望する研究室に問い合わせること。ただし、研究室によっては、公募する場合もある。
- (2) 他大学の教員、医局員等を希望する場合は、歯学部教学課窓口で募集要項を見て、応募方法を調べること。ただし、すべての大学から、募集要項が来ているとは限らないので、歯学部教学課に募集要項がない場合は、各自、希望する大学に問い合わせること。

2. 進学する場合

- (1) 本学の大学院生、専攻生として入学を希望する場合は、所定の入学願書により、歯学部教学課に申し込むこと。
- (2) 他大学の大学院生、専攻生等として入学を希望する場合は、歯学部教学課窓口で募集要項を見ること。

3. 歯科医院、病院歯科等に就職を希望する場合

キャリア支援課にある求人票により、各自希望する勤務先を選択すること。

以上が卒業後の進路及びこれらに関連する手続の概要ですが、研修、就職、又は進学等いずれの場合においても、まず、自己の性格、能力、素質、適性等をよく見究め、具体的な将来計画とも考え併せ、就職担当の教授とよく相談し、最終的には、自らの判断によって、自己の進路を決定するのが望ましいと思われます。

なお、6月頃、6年生に対して「卒後研修説明会」を実施している。

Ⅶ 学内諸規程

1 歯学部試験規程

(主 旨)

第1条 この規程は、鶴見大学歯学部において行う授業科目の試験（以下「試験」という）に関する必要な事項を定めるものとする。

(試験の種類)

第2条 試験の種類は、定期試験・追試験・再試験及び未修得試験とする。

2 前項の試験のほか、登院試験・臨床実習Ⅰ試験・総合歯科医学試験を実施する。

(定 義)

第3条 定期試験とは、履修した学科目について、各期末に定期的実施する試験をいう。

2 総合歯科医学Ⅰ試験は第1学年において、総合歯科医学Ⅱ試験は第2学年において、総合歯科医学Ⅲ試験は第3学年において、それぞれ開講している学科目を統合した当該科目に対して実施する試験をいう。ただし、総合歯科医学Ⅰ試験は平成22年度第1学年より、総合歯科医学Ⅱ試験は平成23年度第2学年より、総合歯科医学Ⅲ試験は平成24年度第3学年より適用する。

3 登院試験とは、臨床実習を行い得る資格を問うもので、第4学年後期に実施する試験（共用試験：CBT,OSCE）をいう。登院試験の内規は別に定める。

4 臨床実習Ⅰ試験とは、第5学年における臨床実習の到達度を判定する試験をいう。臨床実習Ⅰ試験の内規は別に定める。

5 総合歯科医学Ⅴ試験とは、第6学年において歯学部での教育課程を修了するに相応しい資格を総合的に評価するための試験である。総合歯科医学Ⅴ試験の内規は別に定める。

6 追試験とは、疾病その他やむを得ない事由により定期試験、総合歯科医学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ試験、登院試験及び臨床実習Ⅰ試験を欠席した者について、願い出により定期試験は担当教員、総合歯科医学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ試験、登院試験、臨床実習Ⅰ試験は各試験委員長の許可を得て実施する試験をいう。

7 再試験とは、定期試験において不合格となった学科目について、願い出により担当教員の許可を得て実施する試験をいう。

また、総合歯科医学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ試験、登院試験、臨床実習Ⅰ試験が不合格の場合には、願い出により各試験委員長の許可を得て実施する試験をいう。

8 未修得試験とは、定期試験、総合歯科医学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ試験において単位の修得が認められなかった学科目について、願い出により担当教員の許可を得て実施する試験をいう。

(試験の方法)

第4条 試験は、筆答試験・口答試験・レポート及び製作品の提出、その他担当教員が適当と認める方法によりこれを実施する。

(試験の実施時期)

第5条 定期試験は、履修学科目について各期末に期間を定め原則として60分で実施する。

ただし、担当教員が適当と認めた時はこの時間に限らない。

- 2 第1学年に行われる総合歯科医学Ⅰ試験、第2学年に行なわれる総合歯科医学Ⅱ試験、第3学年に行なわれる総合歯科医学Ⅲ試験は期間を定めて実施する。
- 3 第5学年に行われる臨床実習Ⅰ試験は期間を定めて実施する。
- 4 第6学年に行われる総合歯科医学Ⅴ試験は期間を定めて実施する。
- 5 追試験・再試験・未修得試験は、試験終了後適当な期間を定めて実施する。

(試験の公示)

第6条 試験の時間割等、実施に関する事項はあらかじめ公示する。

(定期試験・登院試験・臨床実習Ⅰ試験・総合歯科医学Ⅴ試験の受験資格)

第7条 定期試験は、いかなる科目でも講義科目においては総授業時間数の4分の3以上、実習・実技科目においては総授業時間数の5分の4以上、臨床実習においては総授業日数の5分の4以上出席した者でなければ受験することができない。

ただし、学生清規第15条第1項の忌引による欠席の場合は、所定の期間内に限り、欠席時間数及び欠席日数に算入しない。

- 2 第4学年において実施する登院試験は、前項により受験失格科目がある場合は受験することができない。また、登院試験は「総合歯科医学Ⅳ」の総授業時間数の4分の3以上、「統合臨床基礎実習」の総授業時間数の5分の4以上出席した者でなければ受験することができない。
- 3 総合歯科医学Ⅴ試験は、総授業時間数の4分の3以上出席した者でなければ受験することができない。
- 4 授業料その他の学納金の未納者は、受験することができない。

(追試験・再試験の受験願及びその許可)

第8条 追試験・再試験及び未修得試験を受験する者は、当該試験の受験前までに次の手続きにより許可を得なければならない。

追試験—追試験受験願に事由書（疾病の場合には医師の診断書）を添えて所定の申込用紙により、定期試験については担当教員、総合歯科医学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ試験、登院試験及び臨床実習Ⅰ試験については各試験委員長の許可を得て歯学部教学課に提出するものとする。

なお、追試験受験願書の提出は、原則として試験欠試後、1週間以内とする。

再試験・未修得試験

—所定の願出用紙により、定期試験については担当教員、総合歯科医学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ試験、登院試験及び臨床実習Ⅰ試験については各試験委員長の許可を得て歯学部教学課に提出するものとする。

- 2 追試験・再試験・未修得試験欠席者に対しては、教授会の議を経て更に試験を受験させることができる。

(試験監督)

第9条 試験の監督は、原則として担当教員が行う。

(受験心得)

第10条 試験開始10分前には指定された座席に着席し、学生証を提示しなければならない。
また、試験開始時間に遅刻し、試験開始後20分を経過した場合、試験場に入室することができない。なお、試験場に入った者は、試験開始後、30分を経過するまでは、退出することができない。

(成績の評点及び評語)

第11条 成績の評点は、シラバスの評価基準に基づき行う。ただし、担当教員が適当と認めるときは、平素の学習成績を参考にすることができる。

2 成績の評語は、次のとおりとし、可以上を合格、不可を不合格とする。

優 (80点～100点)

良 (70点～79点)

可 (60点～69点)

不可 (59点以下)

ただし、追試験・再試験・未修得試験の評点は80点を最高点とする。

3 前項の規定にかかわらず、登院試験、臨床実習Ⅰ試験、総合歯科医学Ⅴ試験の成績評点については、別に定める。

4 進級(第6学年にあっては卒業)を認定された者には、学則に基づき、所定の単位を認定する。

(追試験・再試験・未修得試験の受験手数料)

第12条 追試験及び再試験・未修得試験を受験する者は、第8条に規定するもののほか次の受験手数料を必要とする。

ただし、学生清規第15条第1項の忌引を事由とする追試験受験者は免除する。

追試験受験料 1,000円(1科目)

再試験・未修得試験受験料 2,000円(1科目)

(進級及び単位認定等について)

第13条 進級・留年・退学等は、教授会において毎年度、各学年で判定する。

第14条 当該学年において、下記の(1)～(5)の進級要件を満たした場合には、進級を認定する。
ただし、第7条第1項により、当該学年履修学科目において受験失格科目がある場合には、進級できないものとする。

なお、以下の進級要件に係る合格科目数は、カリキュラム改訂ごとに毎年度見直しを行うこととする。

(1) 第1学年から第2学年への進級要件

第1学年において、修得すべき35科目のうち32科目以上の科目に合格した者。

(2) 第2学年から第3学年への進級要件

第1学年で修得すべきすべての科目に合格し、第2学年において修得すべき32科目のうち29科目以上の科目に合格した者。

(3) 第3学年から第4学年への進級要件

第2学年までに修得すべきすべての科目に合格し、第3学年において修得すべき34科目のうち31科目以上の科目に合格した者。

ただし、衛生学・口腔保健学実習、保存修復学実習Ⅰ、歯内療法学実習、全部床義歯補綴学実習、部分床義歯補綴学実習Ⅰの合計5科目は合格しなければならない。

(4) 第4学年から第5学年への進級要件

第3学年までに修得すべきすべての科目に合格し、第4学年において修得すべき32科目並びに、登院試験において総合歯科医学Ⅳ並びに統合臨床基礎実習に合格した者。

なお、CBT及びOSCEの両試験とも合格しなければ、登院試験の合格は認められない。また、各学年において修得すべき科目に合格してない場合は、登院試験の成績を無効とする。

(5) 第5学年から第6学年への進級要件

第5学年までに修得すべき科目に合格し、臨床実習Ⅰを履修した上で、臨床実習Ⅰ試験に合格しなければならない。

2 単位認定は、教授会の審議を経て、学年末に進級（第6学年にあつては卒業）を認定された者に、合格した科目の単位を認定する。

3 進級した者のうち、未修得科目のある者は、未修得試験に合格のうえ、当該科目の単位を修得しなければならない。

(卒業認定について)

第15条 第5学年までに修得すべきすべての科目の単位を修得した者で、第6学年において臨床実習Ⅱ及び総合歯科医学Ⅴに合格し、所定の修業年限以上在学した者は、教授会の審議を経て、卒業認定を行う。

(試験成績並びに単位認定の通知)

第16条 受験科目の試験成績結果は、当該授業の試験が終了する学期末に学生並びに保証人宛通知する。

2 単位認定の結果通知は、学年末に学生並びに保証人宛通知する。

(留年)

第17条 次のいずれかに該当する場合は、教授会の審議を経て、留年とする。

(1) 各学年の進級要件を満たさない場合。なお、各学年の進級（第6学年にあつては卒業）要件並びに修得すべき単位数の科目については、第14条を参照のこと。

(2) 第7条第1項により、当該学年履修科目において受験失格科目がある場合。

2 留年となった者は、原級に留まり、当該学年に開講される授業科目を全て再履修し、当該学年の進級（第6学年にあつては卒業）要件を充足しなければならない。

3 留年措置に伴う在学期間は、原則として同一学年において2年を超えないこととする。ただし、休学期間は算入しない。なお、在学期間は学則第7条により、12年間を超えることはできない。

4 前項の規定にかかわらず、編入学者及び再入学者については、別に定める。

5 休学期間は、学則第27条により当該年度内とし、引き続き2年を超えないこととし、通算で4年以内とする。

(退学)

第18条 進級判定の結果、留年した者のうち、第17条第3項の在学期間を超えた者は、学則第54条第2項(2)に基づき、教授会の議を経て退学とする。

(不正行為の措置)

第19条 試験に関して不正行為を行った者は、学則第54条に基づき、教授会の議を経て懲戒する。

2 不正行為をなした者は、教授会の議を経て、その期の全科目の成績を零点とする。

附 則

1. 本規程は、平成5年4月1日から施行する。

本規程は、平成5年度第1学年より適用する。

1. 平成7年4月1日一部改正

1. 平成9年4月1日一部改正

1. 平成11年4月1日一部改正

1. 平成13年4月1日一部改正

1. 平成14年4月1日一部改正

1. 平成15年4月1日一部改正

1. 平成16年4月1日一部改正

1. 平成17年4月1日一部改正

1. 平成18年4月1日一部改正

1. 平成19年4月1日一部改正

1. 平成20年4月1日一部改正

1. 平成21年4月1日一部改正

1. 平成22年4月1日一部改正

ただし、第3条2項並びに第5条2項は、平成22年度第1学年より適用する。

1. 平成23年4月1日一部改正

1. 平成24年4月1日一部改正

1. 平成25年4月1日一部改正

1. 平成26年4月1日一部改正

1. 平成27年4月1日一部改正

2 受 験 心 得

1. いずれの科目でも、総授業時間数の、講義においては3 / 4 以上、実習・実技においては4 / 5 以上、臨床実習においては総授業日数の4 / 5 以上出席していなければ、受験することができない。
2. 選択科目については、正規の手続きを経て履修登録をした科目でなければ受験することができない。
3. 授業料その他の学納金の未納者は、受験することができない。
4. 学納金を納入し、定期健康診断を受診した者には、定期試験1週間前に学生証に検印を実施し、その検印を受けなければ定期試験を受けることができない。
5. 追試験及び再試験を受験する場合は、あらかじめ所定の手続きを経て受験しなければならない。
6. 試験中は、試験監督者の指示に従わなければならない。
7. 試験中は、指定された席につき、学生証を机上に提示しなければならない。
8. 学生証を忘れた学生は、試験前に歯学部教学課で「仮受験票」の交付を受け、机上に提示すること。なお、手数料は1,000円とする。
9. 試験開始10分前に指定された座席に着席すること。試験に遅刻した者は、試験開始後20分を経過した場合、試験場に入室することができない。
10. 試験場に入室した者は、試験開始後、30分を経過するまでは、退室することができない。
11. 試験場には、学生証、筆記用具のみ机上に置き、あらかじめ持ち込みを許可されたものを除いては、教科書、参考書、辞書、ノート、下敷、携帯電話などの電子機器や、撮影・録音機能を有するもの等、不要のものはいっさい携行してはならない。これに従わない場合は、不正行為とみなす。
12. 試験中、不正行為をなした者は、受験が停止され、教授会の議を経てその期の全科目の成績を零点とする。

附 則

1. 平成5年4月1日一部改正
1. 平成17年4月1日一部改正
1. 平成19年4月1日一部改正
1. 平成27年4月1日一部改正

3 鶴見大学歯学部転入学規程

- 第1条 この規程は、鶴見大学学則（以下「学則」という。）第29条第2項に基づき、鶴見大学歯学部へ転入学を希望する者の取り扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 転入学とは、他の歯科大学を中途退学し、鶴見大学歯学部に入転することをいう。この場合において、中途退学した他の歯科大学に在籍していた原学年以下に入転するものとする。
- 第3条 転入学は、欠員のある場合に限り、歯学部教授会の審議を経て、学長が許可するものとする。
- 第4条 転入学の時期は、学年の始めとする。
- 第5条 転入学を希望する者は、次の各号の書類に入学検定料を添えて、願い出るものとする。
- (1) 転入学願書
 - (2) 在籍証明書（在学していた大学のもの）
 - (3) 成績証明書（在学していた大学のもの）
 - (4) 健康診断書
- 第6条 転入学の選考方法は、筆記試験、面接試験及び書類審査によるものとする。
- 第7条 転入学に関する入学検定料及び学納金等は、当該入学年度の新入学生に準ずるものとする。
- 第8条 転入学後、所定の年限を在学した者は、学則第6条の修業年限を在学したものとする。
- 第9条 転入学を許可された者の在学期間は、学則第7条に定める在学期間から入学を許可された学年までの経過年次を減じた年数とする。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成3年9月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成22年1月15日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、昭和61年4月1日施行の歯学部転入学規程は廃止する。

4 鶴見大学歯学部編入学規程

- 第1条 この規程は、鶴見大学学則（以下「学則」という。）第31条第2項に基づき鶴見大学歯学部へ編入学を希望する者の取り扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 編入学とは、大学の卒業者が、鶴見大学歯学部の第2学年へ編入することをいう。
2 前項の規定にかかわらず、鶴見大学短期大学部歯科衛生科（3年制）の卒業者は、鶴見大学歯学部の第2学年へ編入することができる。この場合における内規は、別に定める。
- 第3条 編入学は、欠員のある場合に限り、歯学部教授会の審議を経て、学長が許可するものとする。
- 第4条 編入学の時期は、学年の始めとする。
- 第5条 編入学を希望する者は、次の各号の書類に入学検定料を添えて願出するものとする。
(1) 編入学願書
(2) 成績証明書（出身大学のもの）
(3) 卒業証明書（出身大学のもの）
- 第6条 編入学の選考方法は、筆記試験、面接試験及び書類審査によるものとする。
- 第7条 編入学に関する入学検定料及び学納金等は、当該入学年度の新入学生に準ずるものとする。
- 第8条 編入学後所定の年限を在学した者は、学則第6条の修業年限を在学したものとする。
- 第9条 編入学を許可された者の在学期間は、学則第7条に定める在学期間から入学時の認定学年数（1年）を減じた年数とする。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成3年9月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、昭和61年4月1日施行の歯学部編入学規程は廃止する。

5 鶴見大学歯学部再入学規程

- 第1条 この規程は、鶴見大学学則（以下「学則」という。）第32条第2項に基づき、鶴見大学歯学部へ再入学を希望する者の取り扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 再入学とは、鶴見大学歯学部の学生であったもので、正当な理由により退学していた者が、再び入学することをいう。
- 第3条 再入学は、欠員のある場合に限り、歯学部教授会の審議を経て、学長が許可するものとする。
- 第4条 再入学の時期は、学年の始めとする。
- 第5条 再入学の学年は、退学する前に在籍していた原学年以下の学年とする。
- 第6条 再入学を希望する者は、次の各号の書類に入学検定料を添えて願出のものとする。
- (1) 再入学願書
 - (2) 成績証明書（最終学年までのもの）
- 第7条 再入学の選考方法は、面接試験及び書類審査によるものとする。
- 第8条 再入学に関する入学検定料及び学納金等は、当該入学年度の新入学生に準ずるものとする。
- 第9条 再入学後、所定の年限を在学した者は、学則第6条の修業年限を在学したものとする。
- 第10条 再入学を許可された者の在学期間は、学則第7条に定める在学期間から入学を許可された学年までの経過年数を減じた年数とする。
- 2 経過年数における1年未満の端数は、切捨てるものとする。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成3年9月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、昭和61年4月1日施行の歯学部再入学規程は廃止する。

6 鶴見大学歯学部専攻生規程

(趣 旨)

第1条 この規程は鶴見大学学則第47条第2項の規定に基づき、鶴見大学（以下「本学」という。）の歯学部専攻生（以下「専攻生」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(目 的)

第2条 専攻生は、本学歯学部教授の指導を受け特に専門学科について、高度の研究を行うことを目的とする。

(資 格)

第3条 専攻生として入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 歯科大学又は大学歯学部を卒業した者（ただし、臨床学科目を専攻する者は歯科医師免許証を有する者とする。）
- (2) 外国において歯学課程を修了した者
- (3) 医科大学又は大学医学部を卒業した者（ただし、基礎学科目及び口腔顎顔面外科学、口腔内科学、歯科麻酔学、口腔顎顔面放射線・画像診断学を専攻することができる。なお、口腔顎顔面外科学、口腔内科学、歯科麻酔学、口腔顎顔面放射線・画像診断学を専攻する者は、医師免許証を有する者とする。）
- (4) その他本学において前号に規定するものと同様以上の学力があると認められた者

(研究期間)

第4条 専攻生の研究期間は、1年以上とする。

- 2 専攻生の研究期間は、入学を許可された日から起算する。ただし、休学の期間は算入されない。

(入学期)

第5条 専攻生の入学期は学期の始めとし、学期は次の前期と後期に分ける。

前期 自4月1日 至9月30日 後期 自10月1日 至3月31日

(入 学)

第6条 専攻生として入学しようとする者は、本学所定の入学願書、卒業証明書を添え、学長に願い出なければならない。

- 2 専攻生の入学は、指導教授がこれを選考し、歯学部教授会の審議を経て、学長が許可する。
- 3 学長は、前号の規定により、入学を許可した場合には、所定の入学許可書を交付する。

(退 学)

第7条 退学しようとする者は、指導教授を経て退学願を学長に提出するものとする。

- 2 専攻生で研究の成果が挙げられないと認められたときは、指導教授の申出により学長は退学を命ずることができる。

(論 文)

第8条 専攻生は、本学学位規程第3条第4項の定めるところにより、所定の期間、研究に従事し、その研究による論文を本学に提出し、博士（歯学）の学位を請求するための審査を申請することができる。

(納付金)

第9条 専攻生として、入学を許可された者は、許可された日から10日以内に次の各号の納付金を納入するものとする。

- (1) 入学金 300,000円 (入学時のみ)
 - (2) 授業料 700,000円 (年額) [授業料は前期・後期 (4月・10月) に 350,000円ずつ分納することができる。ただし、後期に入学した者は、その年度の授業料は半額 (350,000円) とする。]
 - (3) 施設設備費 300,000円 (入学時のみ) [ただし、本学卒業者及び本学に教員として在職した者からは徴収しない。]
- 2 休学者が1学期を通じ休学した場合に限り、その期の授業料は徴収しない。
 - 3 既納の納付金は、返戻しない。
 - 4 専攻生の研究に要する費用は、各自の負担とする。

(学部学生の規程の準用)

第10条 専攻生には、この規程のほかすべて本学学則を準用する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、歯学部教授会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成3年9月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成17年4月1日から施行する。

ただし、第9条は平成17年度入学者から適用する。

附 則

この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

7 鶴見大学外国人留学生規程

(目的)

第1条 この規程は、鶴見大学学則第50条第2項の規定に基づき、鶴見大学（以下「本学」という。）へ入学を希望する外国人留学生の取り扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 外国人留学生とは、日本に国籍を有しない者で、本学において教育を受ける目的をもって入学を志願し、学長が入学を許可した者をいう。

(志願の資格)

第3条 外国人留学生として、本学へ入学を志願する者は、次の資格を有するものとする。
(1) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
(2) その他、前号の資格に準ずる者で、本学が認めたもの

(出願手続)

第4条 前条により志願する者は、次の各号に掲げる書類に、入学検定料を添えて願出するものとする。
(1) 入学願書
(2) 履歴書
(3) 成績証明書（最終卒業学校のもの）
(4) 卒業証書（写）（最終卒業学校のもの）
(5) 健康診断書
2 前項のほか、必要と認める場合は、旅券又は在留カードの写し等の提出を求めることがある。

(選考及び入学許可)

第5条 外国人留学生の選考は、当該学部教授会が行い、当該学部教授会の審議を経て、学長が入学を許可する。

(入学手続)

第6条 前条により、入学を許可された者は、所定の期日までに手続きを完了しなければならない。

(規程の準用)

第7条 この規程に定めるもののほか、外国人留学生には、本学の学則その他学内諸規程を準用する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成3年9月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、昭和61年4月1日施行の外国人留学生規程は廃止する。

8 鶴見大学自動車及びオートバイ通学者に対する懲戒規程

(目的)

第1条 この規程は、鶴見大学及び鶴見大学短期大学部（以下「本学」という。）の学生が、本学の学内及び周辺の駐車禁止の道路・私道又は自転車等放置禁止区域の歩道及び私有地等において、自動車又はオートバイ（原動機付自転車を含む。）により、違法・迷惑な駐車又は駐輪を行った場合に、鶴見大学学則第53条、鶴見大学大学院学則第35条及び鶴見大学短期大学部学則第40条に基づき、これを懲戒し、もって本学学生、教職員及び近隣住民に対する騒音の防止、通行妨害等の防止と排除に努め、併せて周辺地域の環境の改善・整備に努めることを目的とする。

(嚴重注意)

第2条 嚴重注意は、違法・迷惑な駐車又は駐輪を行った学生（以下「当該学生」という。）に対する注意・指導であり、次条で定める懲戒としないものとする。

- 2 嚴重注意は、教職員が行い、必要に応じて警備員に委託することができる。
- 3 嚴重注意は、本学が交付する嚴重注意書を当該学生に通知することをもって行う。当該学生が嚴重注意書の受け取りを拒否した場合であっても、嚴重注意を行ったものとみなす。
- 4 嚴重注意に従わなかった氏名不詳者及び違法・迷惑な駐車又は駐輪については、その自動車又はオートバイに嚴重注意書を貼付することをもって、嚴重注意を行ったものとみなす。

(懲戒の種類及び適用)

第3条 懲戒は、戒告、謹慎、停学及び退学とする。

- 2 前項の懲戒は、嚴重注意を受けた当該学生が、それに反し違法・迷惑な駐車又は駐輪を行った場合に、これを行う。

(懲戒の決定及び通達等)

第4条 懲戒は、当該学部教授会の議を経て、学長が行う。

- 2 懲戒は、学内に告示するとともに、学生本人及び保証人に対して通告する。

(懲戒処分)

第5条 懲戒は、次のとおりとする。

- (1) 当該学生が、第2条の嚴重注意を受けた後、再び違法・迷惑な駐車又は駐輪を行った場合には、戒告処分とする。
- (2) 前号の戒告処分を受けた者が、さらに違法・迷惑な駐車又は駐輪を行った場合には、謹慎処分とする。
- (3) 前号の謹慎処分を受けた者が、さらにまた違法・迷惑な駐車又は駐輪を行った場合には、停学処分とする。

- (4) 前号の停学処分を受けた者が、それにもかかわらず、違法・迷惑な駐車又は駐輪を行った場合には、退学処分とすることができる。

(学籍原簿の記載)

第6条 懲戒は、学籍原簿に記載するものとし、嚴重注意は、学籍原簿に記載しないものとする。

(事務の所管)

第7条 この規程に関する事務は、学生支援センター事務部が所管する。

(その他)

第8条 この規程に定めるものの他、必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規程は、平成18年4月1日から施行し、平成18年10月1日より適用する。
2. 平成24年4月1日 一部改正

9 鶴見大学歯学会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は鶴見大学歯学会と称し、その事務所は横浜市鶴見区鶴見2丁目1番3号鶴見大学歯学部内におく。
- 第2条 本会は歯学の進歩発展をはかることを目的とする。
- 第3条 本会の目的を達するために次の事業を行う。
- (1) 総会、例会等の開催
 - (2) 講習会、講演会等の開催
 - (3) 学会誌「鶴見歯学」(Tsurumi University Dental Journal)の発行
 - (4) その他総会ないし役員会が必要と認めた事業
- 第4条 本会の事業年度および会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章 会 員

- 第5条 本会の会員は次の4種とする。
- (1) 正 会 員：鶴見大学歯学部同窓生、歯学部教職員、大学院学生、専攻生、臨床専科生および本会の主旨に賛同する者
 - (2) 準 会 員：歯学部専門課程在学学生
 - (3) 賛助会員：本会の主旨に賛成し、特別の援助を供与した者で、評議員会の承認を得た者
 - (4) 名誉会員：本会の発展に特に顕著な功績があり評議員会の推薦する者
- 第6条 本会会員は、自己の研究業績等を学会または「学会誌」上に発表することができる。
- 第7条 すべての会員は「学会誌」の配布を受ける。
- 第8条 正会員、賛助会員および準会員は毎年度所定の会費を納入しなければならない。
- 第9条 会員で特別の功績のあった者を本会の名において表彰することができる。
- 第10条 会員が次の各号の一つに該当したときは、評議員会の議決を経て会長がこれを除名することができる。
- (1) 会費を滞納し、かつ催告に応じないとき
 - (2) 本会の名誉および信用を傷つける行為があったとき

第3章 役 員

- 第11条 本会の次の役員をおく。
- (1) 会 長：1名
 - (2) 副会長：1名
 - (3) 評議員：若干名

(4) 幹事：若干名

(5) 監査：2名

第12条 会長は本学歯学部長がこれに当たり、本会を代表し、本会最高の責に任じ、会務を総理する。

第13条 副会長以下全役員の任期は2年とする。ただし再任をさまたげない。

第14条 副会長は評議員の互選により選出し、会長を補佐し、会長事故ある場合、会長の職務を代行する。

第15条 評議員は次のものをもってあて、会長がこれを委嘱し本会の運営に必要な事項を審議する。

(1) 鶴見大学歯学部各講座の教授、准教授のうちから推薦された者

(2) 評議員会から推薦された会員

第16条 幹事は評議員の互選により選出し、庶務、会計、集会、編集の任務を分担処理する。

第17条 監査は評議員のなかから会長が指名し、鶴見大学歯学会の事業、および会計の監査を行う。

第4章 会 計

第18条 本会の会計は、会計担当幹事により管理運営され、鶴見大学の補助金、会費、寄付金、前年度よりの繰越金その他の収入等でまかなわれる。

第19条 本会の会費は評議員会で別に定める。

第5章 雑 則

第20条 本会会則に明示されていない事柄については、会長の責任において評議員会で審議決定することができる。

第21条 本会会則を変更しようとする場合は、総会の議決を要する。

(昭和50年7月5日施行
昭和52年6月24日一部改正
平成19年4月1日一部改正)

VIII 災害・事故等への対応

気象警報又は大規模地震の警戒宣言等が発令された場合、並びに自然災害や交通ストライキによって交通機関の運行が停止した場合の授業・試験は、原則として以下のとおり取り扱います。

1. 各種気象警報発令時の取扱

対象となる警報並びに条件

神奈川県下に「暴風警報・大雨警報・洪水警報」が同時に発令された場合及び「大雪警報」「暴風雪警報」又は「特別警報」が発令された場合、下記の基準を適用する。

授業・試験の実施基準

【 警報解除時刻 】	【 授業・試験の取扱 】
午前7時までに警報が解除された場合	平常どおり実施
午前11時までに警報が解除された場合	1・2時限目は休講・試験延期とし、 3時限目から実施
午後1時までに警報が解除された場合	1・2・3時限目は休講・試験延期 とし、4時限目から実施
午後1時を過ぎても警報が解除されない場合	全時限休講・試験延期

※授業又は試験中に上記の事態が発生した場合は、学長の判断で措置を決定し、掲示（鶴見大学ポータルシステム、大学ホームページへの掲載を含む）や緊急放送等を以って速やかに通知しますので、これに従ってください。

2. 交通機関運行停止時の取扱

対象となる交通機関

下記2線のいずれも不通となった場合のみ、下記の基準を適用する。

J R 京浜東北線・根岸線（東京～大船間）

私鉄 京浜急行線（品川～三崎口間）

授業・試験の実施基準

【 運行開始時刻 】	【 授業・試験の取扱 】
午前7時までに運行開始された場合	平常どおり実施
午前11時までに運行開始された場合	1・2時限目は休講・試験延期とし、 3時限目から実施
午後1時までに運行開始された場合	1・2・3時限目は休講・試験延期 とし、4時限目から実施
午後1時を過ぎても不通の場合	全時限休講・試験延期

※授業又は試験中に上記の事態が発生した場合は、学長の判断で措置を決定し、掲示（鶴見大学ポータルシステム、大学ホームページへの掲載を含む）や緊急放送等を以って速やかに通知しますので、これに従ってください。

3. 東海大地震等警戒宣言発令時の諸注意

すでに承知のとおり、東海大地震等発生危険性が報道されています。これに備えて、地震発生が予知された場合には「大規模地震対策特別措置法」に基づき、地震予知の警戒宣言が発令されることとなります。

この警戒宣言が発令された場合には、次の心構えで行動してください。

警戒宣言発令の伝達と授業・試験の取扱

発令の伝達 全館に放送で発令されたことを伝達する。

授業・試験 警戒宣言が発令された場合、下記の基準を適用する。

授業又は試験中の場合は打ち切りとし、警戒宣言発令中は休講とする。

【授業・試験の実施基準】

【警戒宣言解除時刻】	【授業・試験の取扱】
午前7時までに警戒宣言が解除された場合	平常どおり実施
午前11時までに警戒宣言が解除された場合	1・2時限目は休講・試験延期とし、3時限目から実施
午後1時までに警戒宣言が解除された場合	1・2・3時限目は休講・試験延期とし、4時限目から実施
午後1時を過ぎても解除されない場合	全時限休講・試験延期

授業・試験打ち切り後の行動について

- ① 各教室で指示があるまで勝手に行動せず静かに待機する。実習・実技中の学生は更衣し、所持品を持って本山大駐車場に集合する。
- ② 火を使用している場合には直ちに消し、ガスを使用している場合には完全に栓を閉める。
- ③ 各教室の出入口のドアを開ける。
- ④ エレベーターの使用は厳禁する。
- ⑤ 交通機関の運行状況は、判明次第放送する予定。
- ⑥ 交通機関の状況により帰宅できないものは、指示により次の場所に所持品を持って集合する。
文学部・短期大学部……5-101・102教室
歯学部………大学記念館大学食堂
- ⑦ 警戒宣言発令と同時に交通が停止する地域からの通学生は、平素から家族と相談のうえ、知人等臨時避難先を決めておき、帰宅できない場合の住所を、事前に明確にしておくように心がけること。

4. 地震発生時の措置

授業は打ち切りとします。各自持物をまとめ、放送や教職員の指示により速やかに避難してください。避難場所：本山大駐車場。

【地震発生時の心得】

- ① 出入口のドアを開ける。
- ② 窓ガラスから離れる。
- ③ 机の下に身体を入れるか、丈夫な物に身を寄せる。
- ④ 落下物に気をつけ頭部を守る。
- ⑤ あわてて外に飛び出さない。
- ⑥ 本震は1分以内であるから、震動中は行動を起こさない。
- ⑦ 火災発生の恐れがあるので、直ちに火を消し、ガス・電気等のスイッチを切る。
- ⑧ 避難は指示により、避難順路に従い、特に階段は注意する。
- ⑨ エレベーターの使用は厳禁する。
- ⑩ 本学の緊急避難場所は、本山大駐車場とする。
- ⑪ ハンカチ、タオル等を携帯し、不安定な靴、サンダル等はなるべくさける。

【帰宅対策の準備】

大規模地震の発生により公共交通機関が停止すると、通勤・通学等で外出中の多くの人々が帰宅困難になってしまいます。通常の交通手段が使えない場合を想定して、徒歩帰宅に備えた準備をしておきましょう。

また、横浜市は「パシフィコ横浜・国立大ホール」及び「横浜アリーナ」を一時宿泊場所として指定しています。

徒歩帰宅可否判断基準

下記項目に1つでも当てはまる場合、徒歩帰宅はお勧めできません。

- ・自宅までの距離が20km以上ある。
- ・2.5km/時で歩行した場合、帰宅予定時刻が日没以降となる。
- ・携帯電話等の通信機器を持っていない。
- ・自宅までの道のりをよく知らない（地図を持っていない）。
- ・自宅までのルートが通行制限区域及び火災発生地域になっている。
- ・同一方面の帰宅者がいない。
- ・通勤靴等の歩きやすい靴を履いていない。

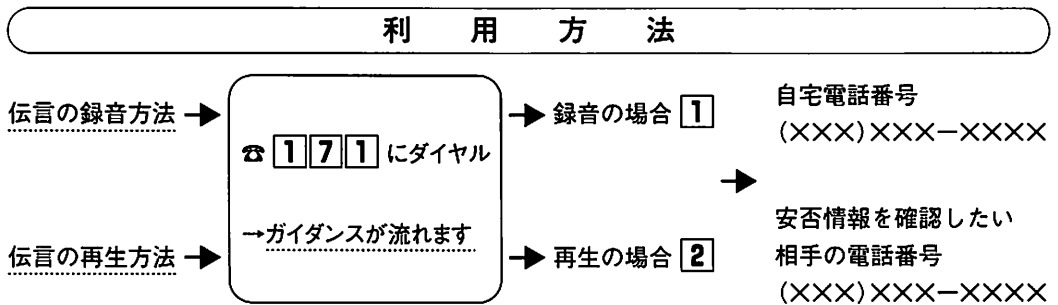
日頃から携帯しておく便利なもの

- ・簡易食料（チョコ、あめなど）
- ・医薬品（ばんそうこう・胃腸薬・解熱剤など）
- ・ハンカチ・タオル
- ・携帯充電電池

【災害用伝言ダイヤル（171）】

災害用伝言ダイヤル（171）は、地震など大災害発生時に安否確認などの電話が爆発的に増加し、つながりにくい状況になった場合、提供されるサービスです。

加入電話（プッシュ回線、ダイヤル回線）、公衆電話、ISDN、携帯電話・PHSや一部のIP電話、また災害時にNTTが避難場所に設置する特設公衆電話などから「171」をダイヤルすることで利用できます。



5. 防災訓練の実施

地震や火災等の災害はいつ起こるか分かりません。普段から地震への備えを行っておきましょう。地震時の「地域防災拠点」や「広域避難場所」について等、鶴見区の防災情報は鶴見区役所のホームページに載っていますので確認しておいてください。また、「地震発生時の心得」は学内だけでなく、学外においても役立ちます。熟知し、災害への心構えをしっかりと持つことが必要です。

本学では学内においての大規模地震発生とそれに起因して起こる火災発生を想定して防災訓練を行っています。防災訓練は、毎年10月の第3木曜日2時限目に実施しています。今年度は10月13日(木)です。在構中の学生は全員参加してください。

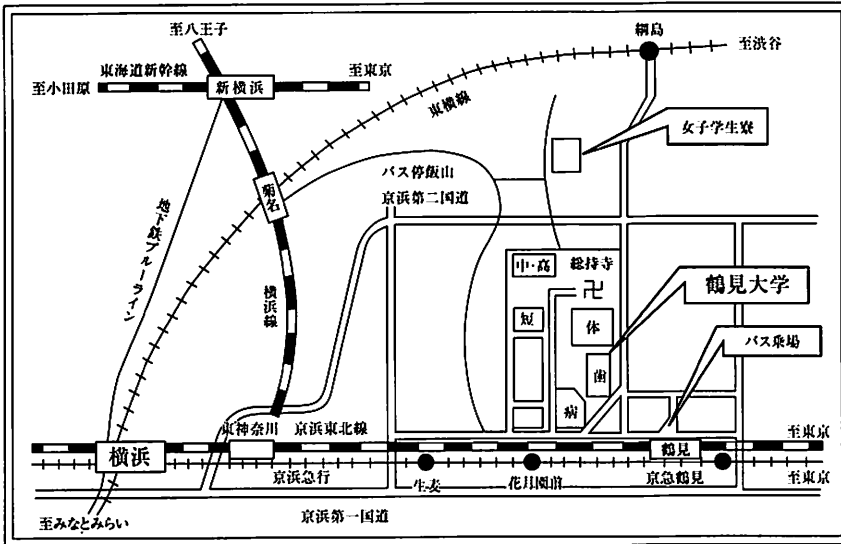
鶴見区役所ホームページ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/>
暮らしのガイド ⇒ 防災・防犯 ⇒ 防災

IX 校舍配置図・平面図

校舎配置図

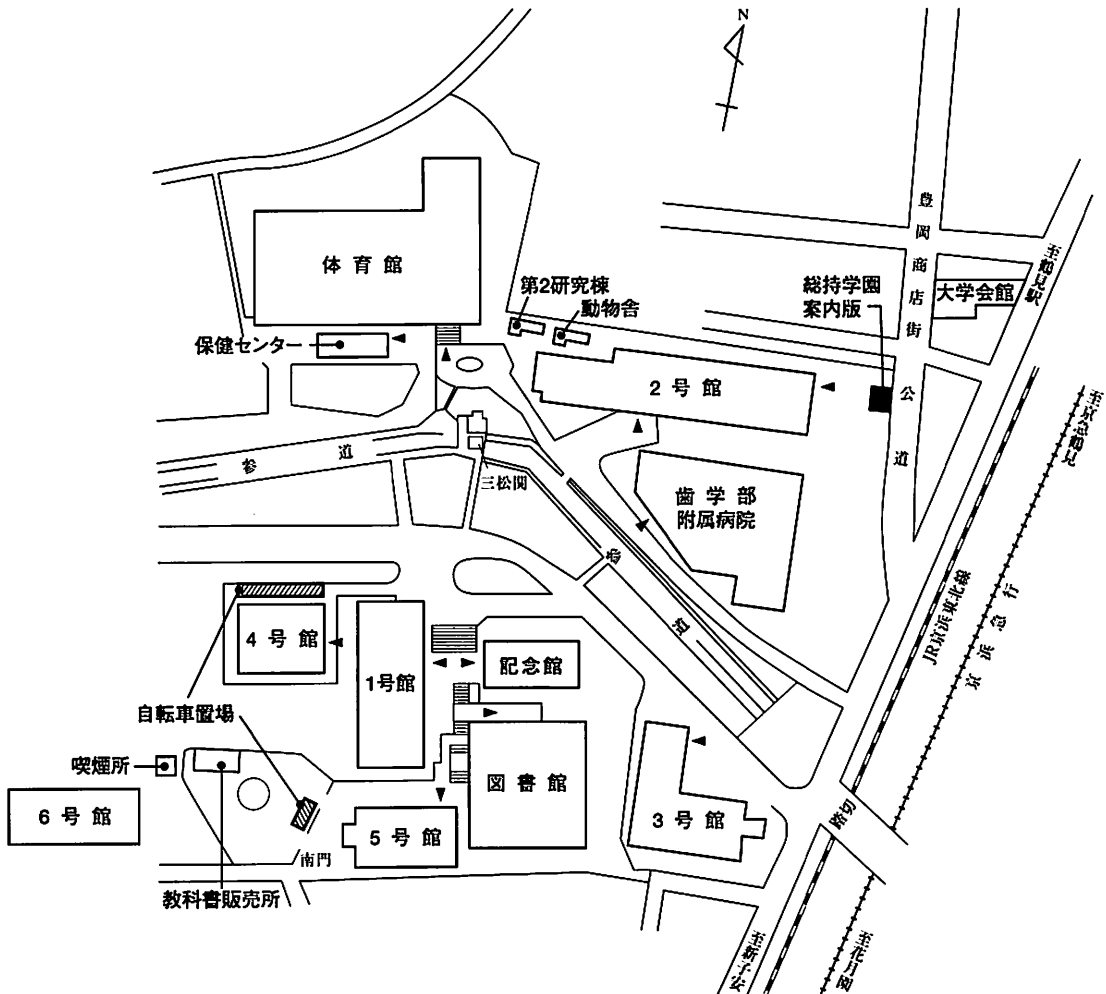
大学案内図



鶴見大学

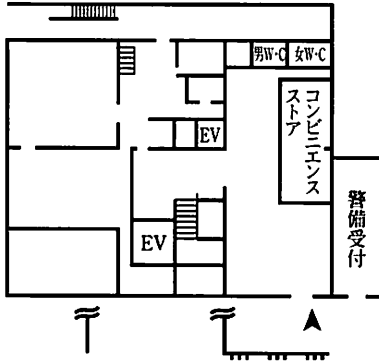
横浜市鶴見区鶴見2丁目1番3号
〒230-8501

1. 大学校舎は、京浜東北線鶴見駅西口、京浜急行京急鶴見駅西口より徒歩5分。曹洞宗大本山総持寺境内入口。
2. 女子学生寮は
 - イ. 大学より徒歩20分
 - ロ. 京浜東北線鶴見駅西口バスターミナルよりバス利用の場合、乗場3・4で38・41系統のいずれかに乗り7つ目の停留所飯山(いいやま)下車徒歩5分

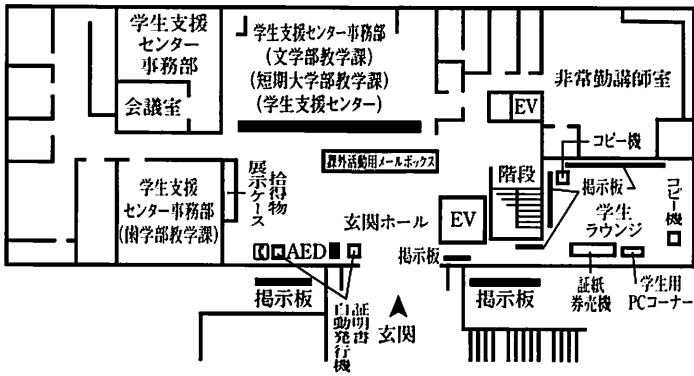


1号館

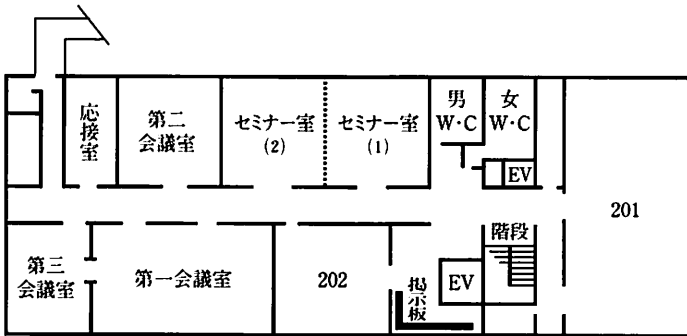
B1F



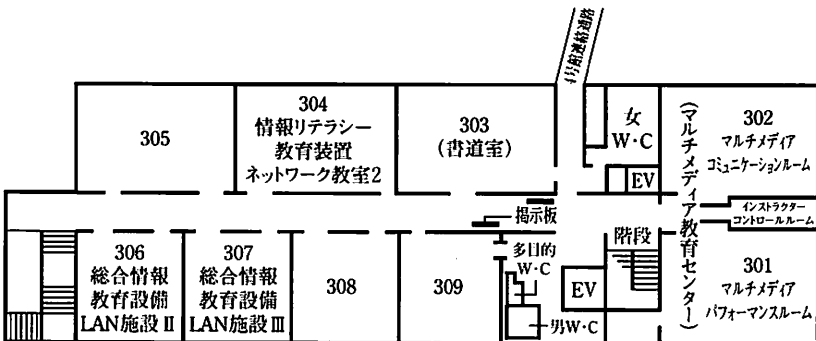
1F



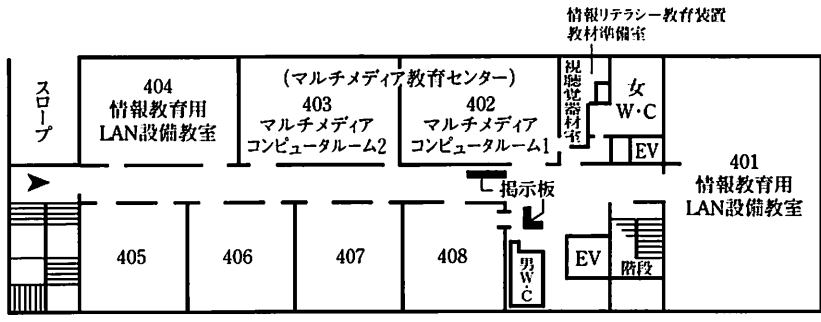
2F



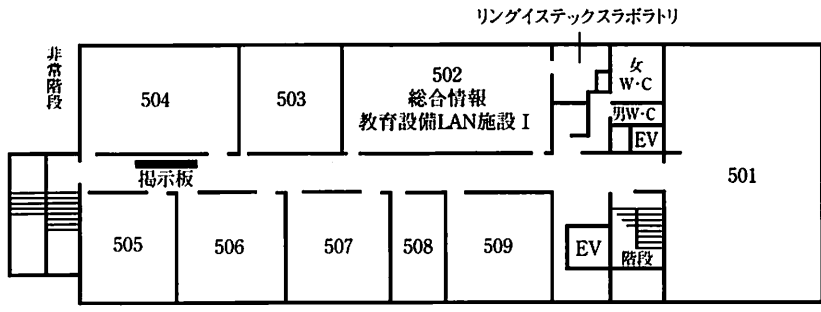
3F



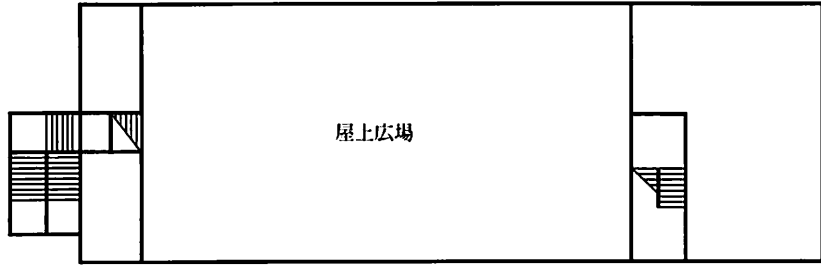
4 F



5 F

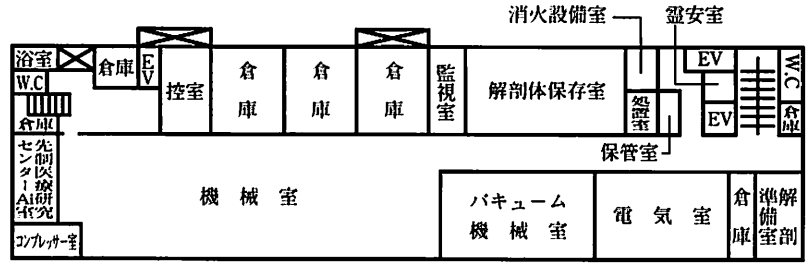


6 F

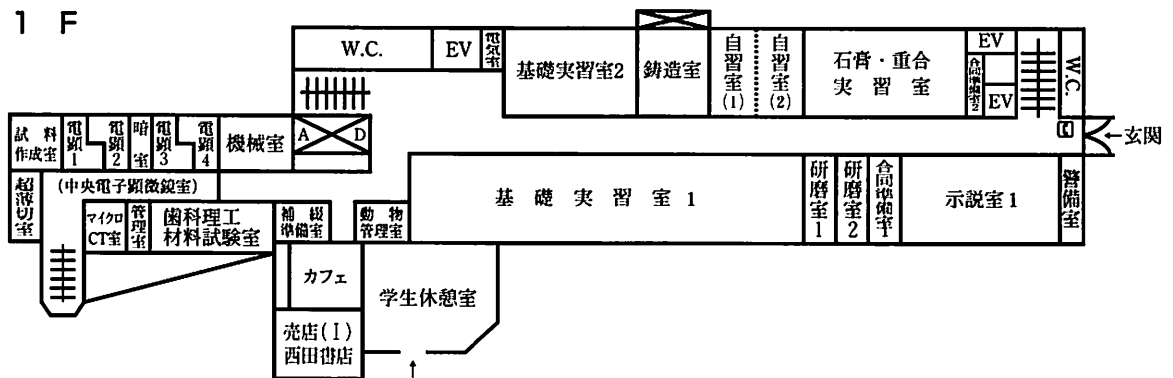


2号館

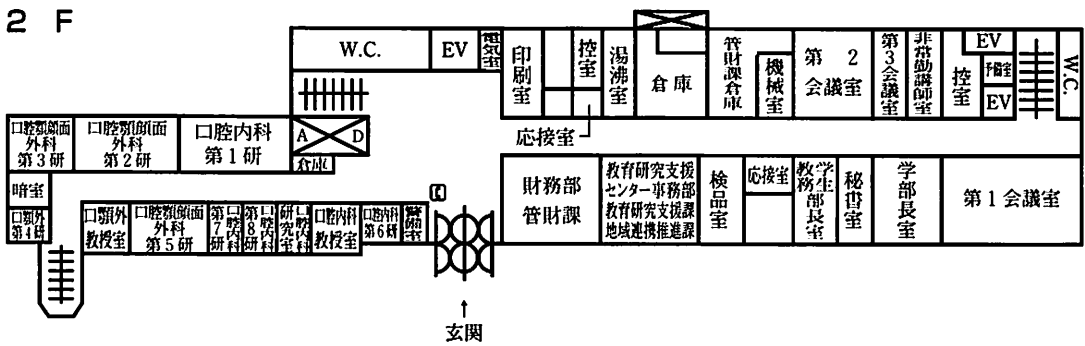
B 1 F



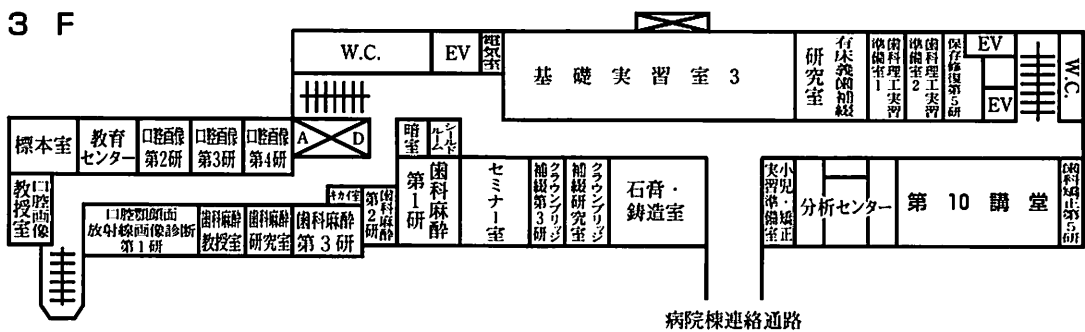
1 F



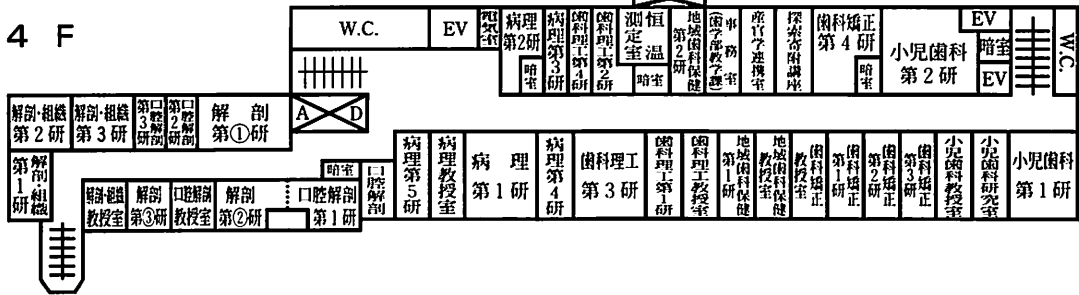
2 F



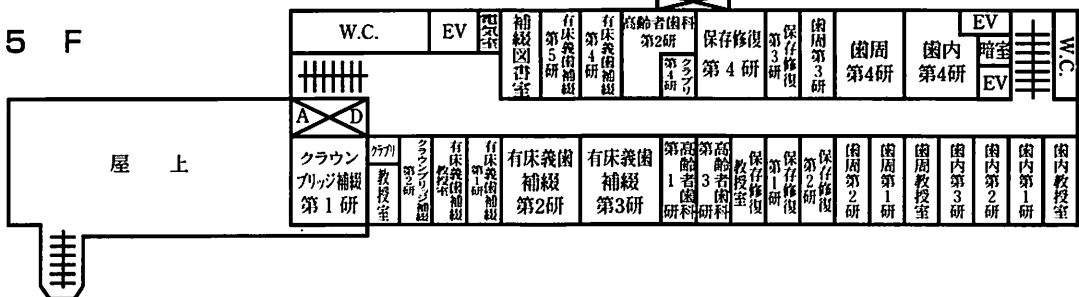
3 F



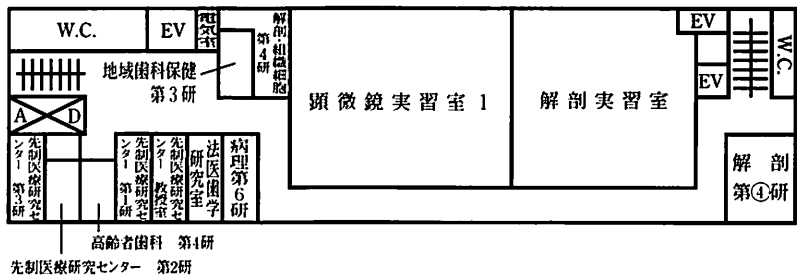
4 F



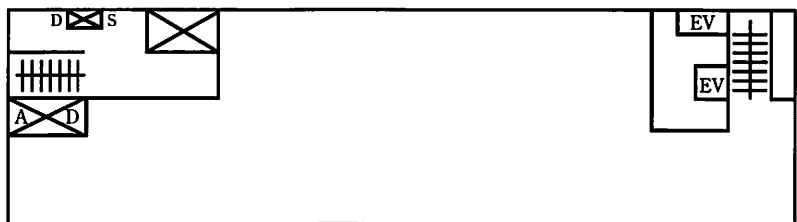
5 F



6 F



塔屋1 F

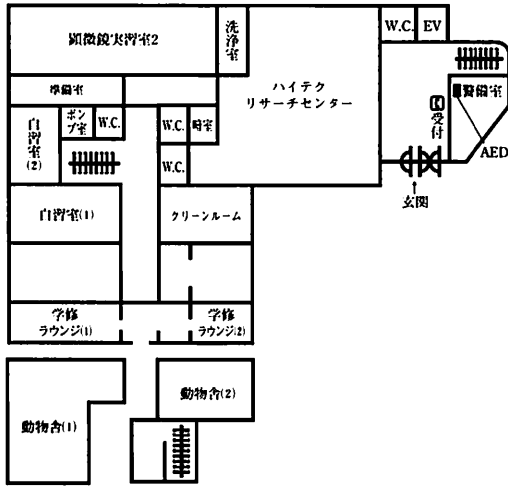


塔屋2 F

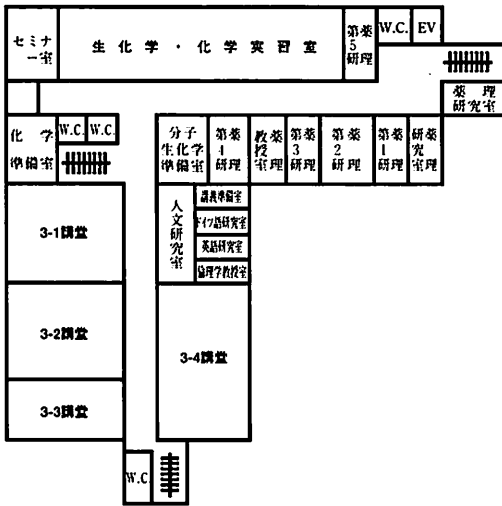


3号館

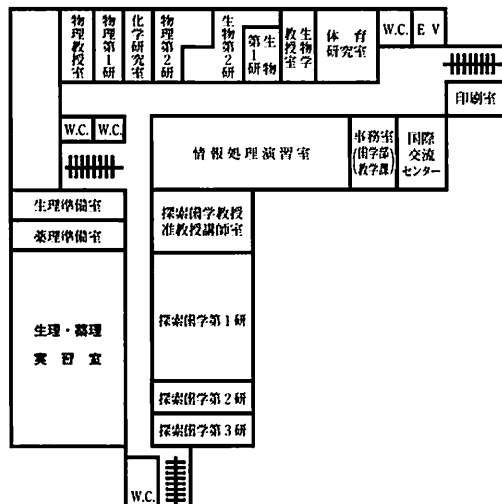
1 F



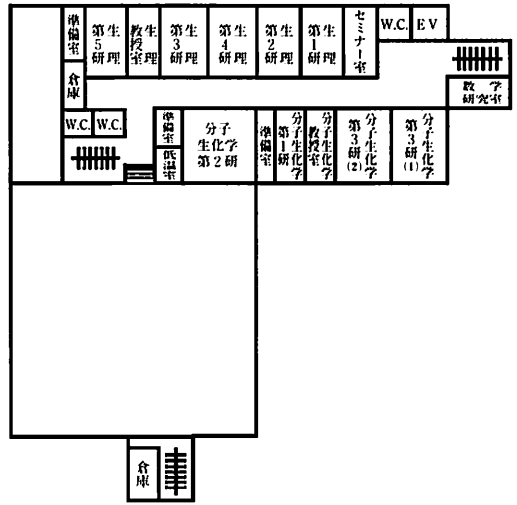
2 F



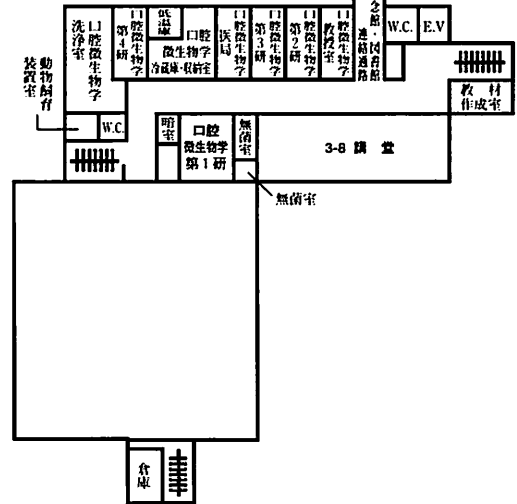
3 F



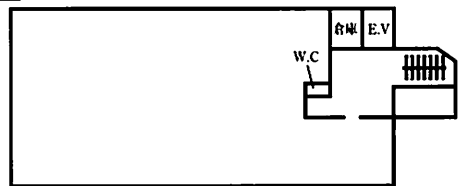
4 F



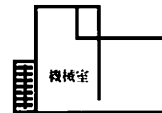
5 F



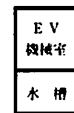
塔屋1 F



塔屋2 F

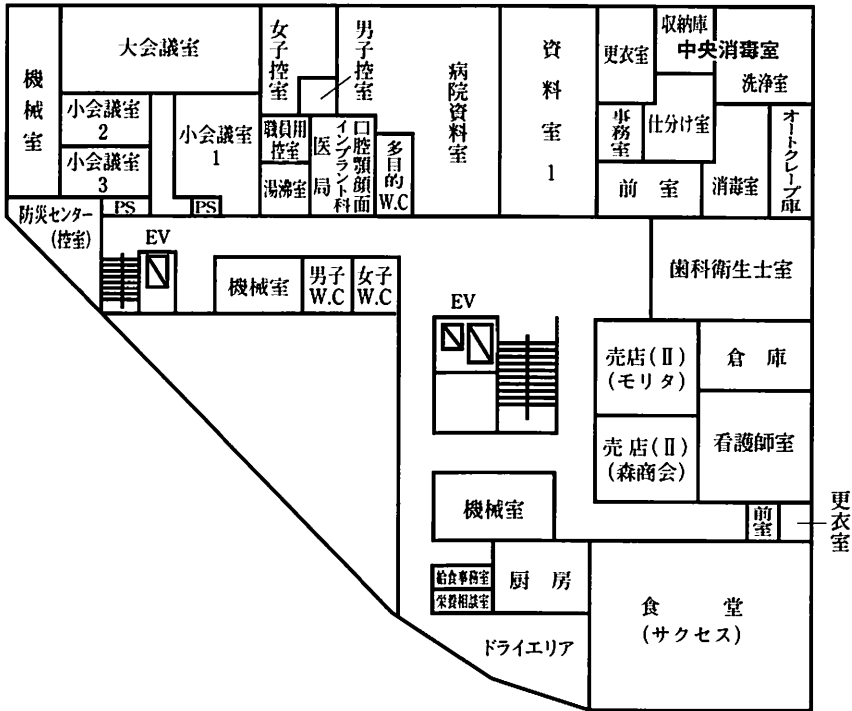


塔屋3 F

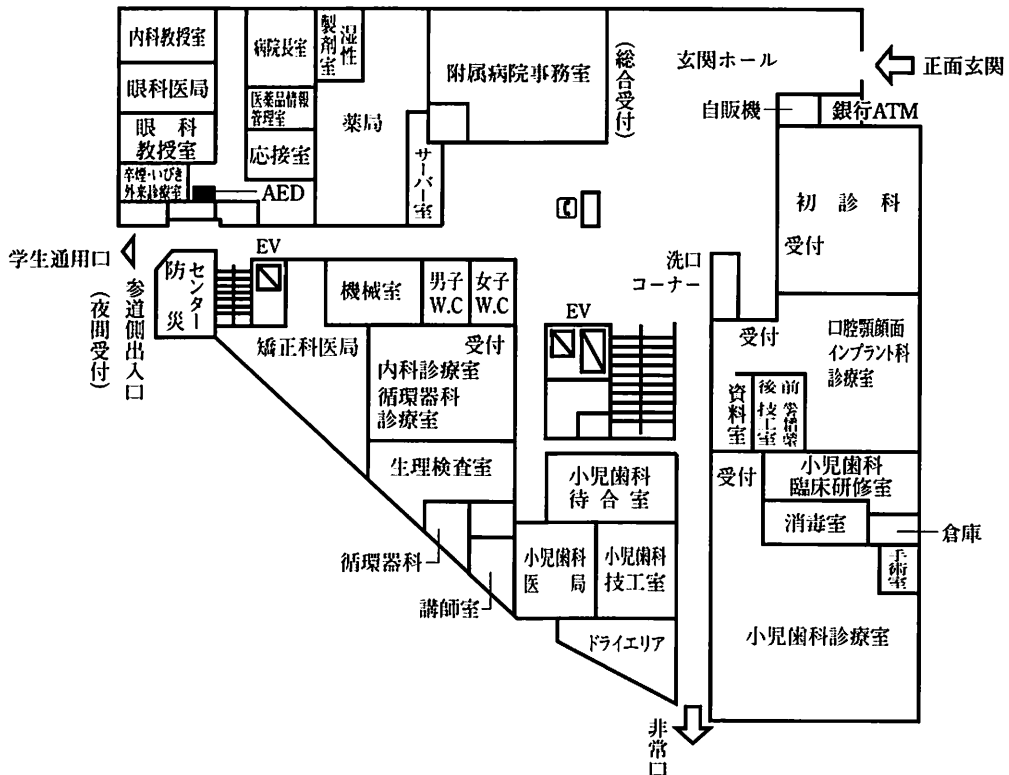


歯学部附属病院

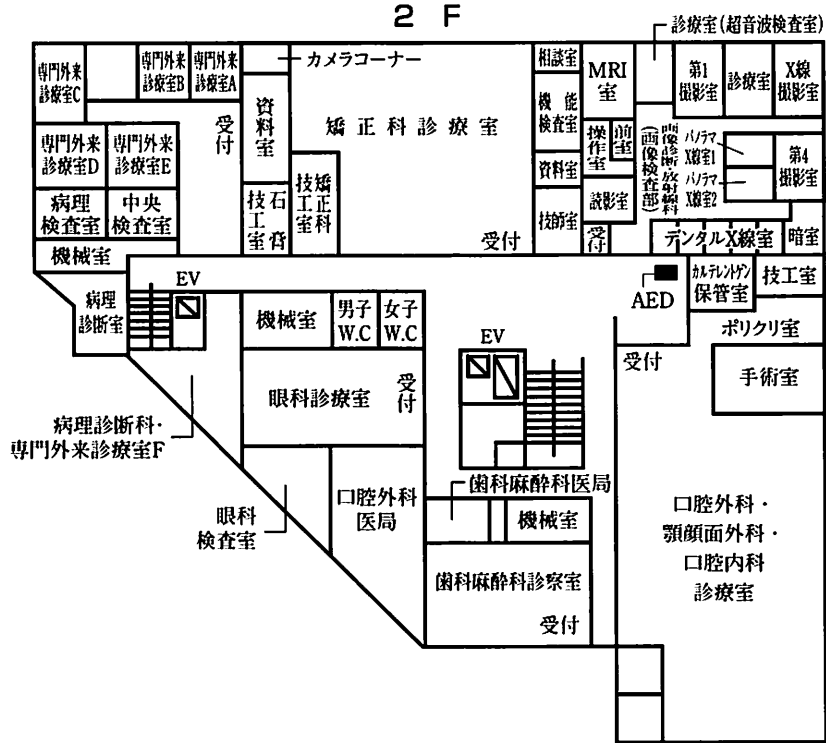
B 1 F



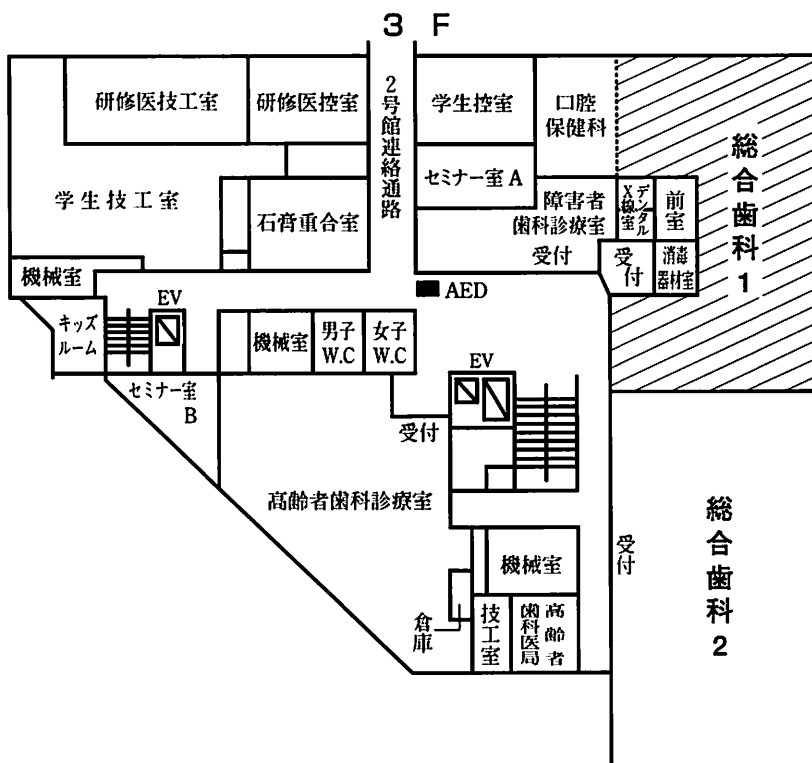
1 F



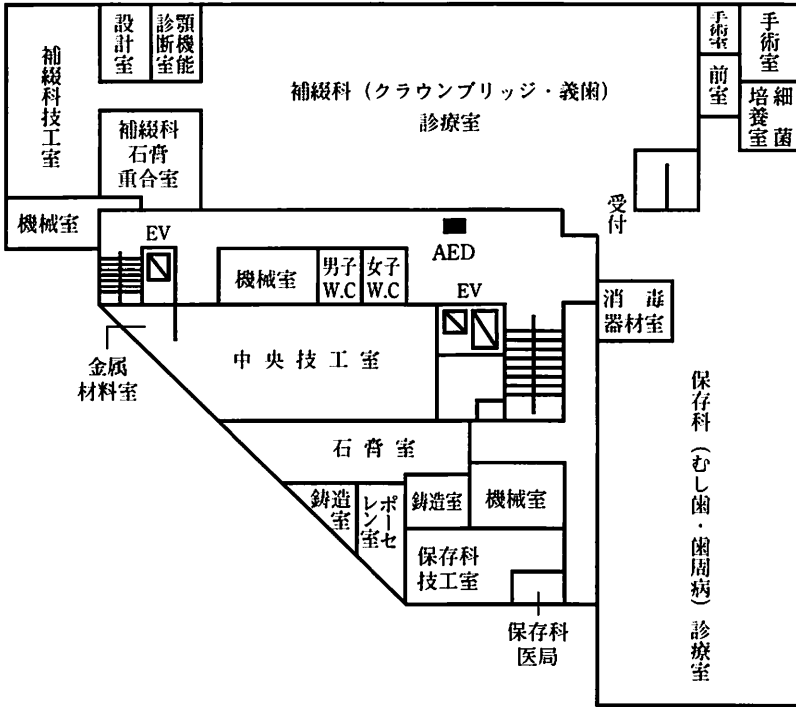
2 F



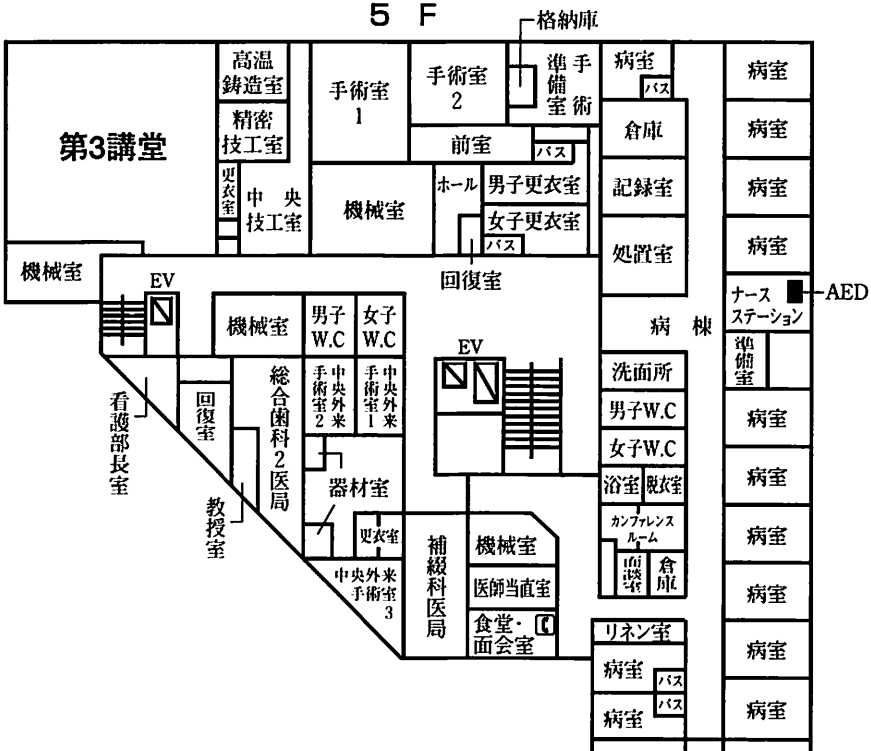
3 F



4 F

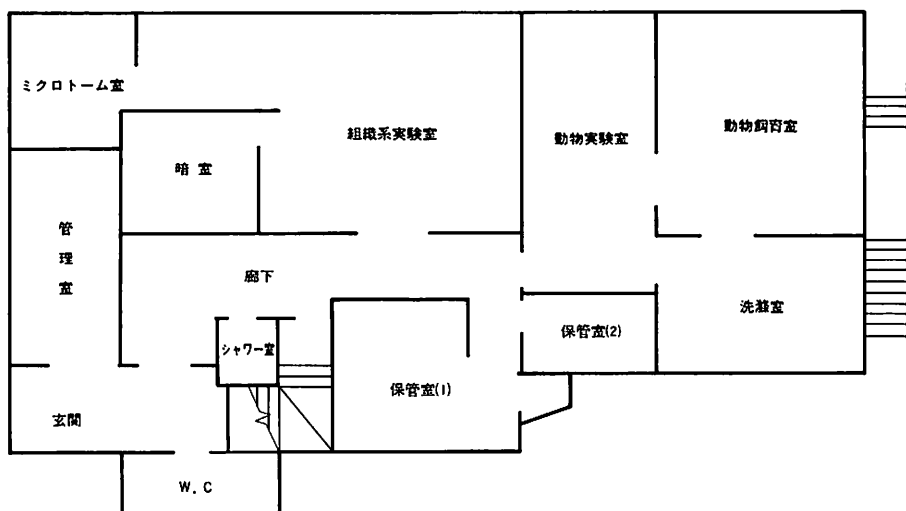


5 F

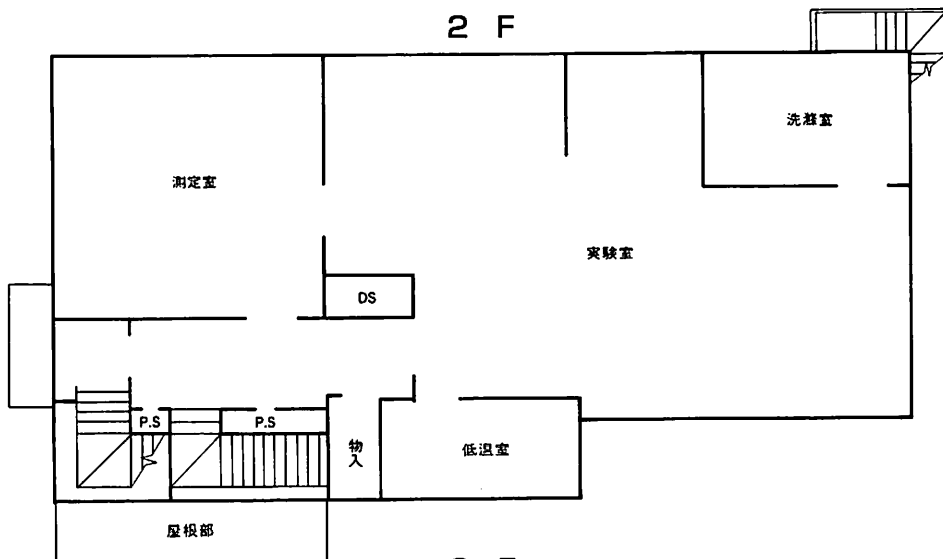


第2研究棟

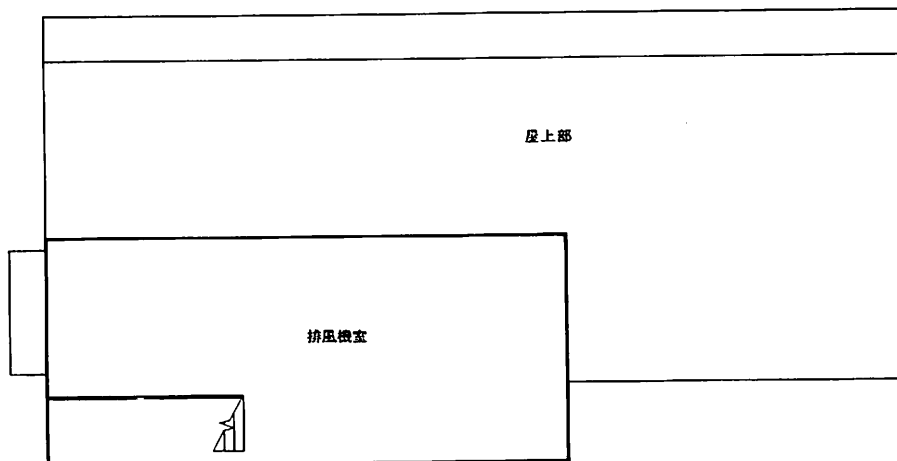
1 F



2 F

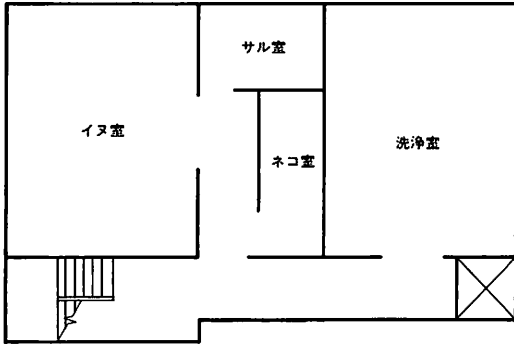


3 F

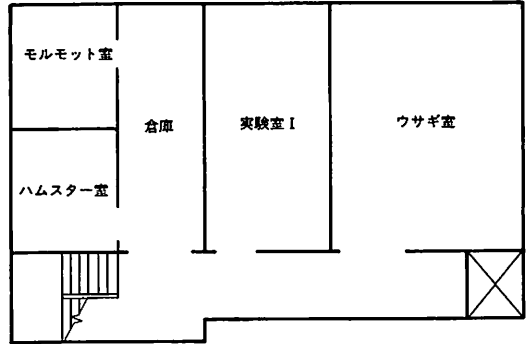


動物舎

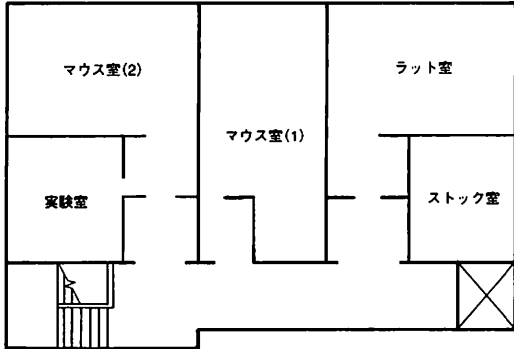
1 F



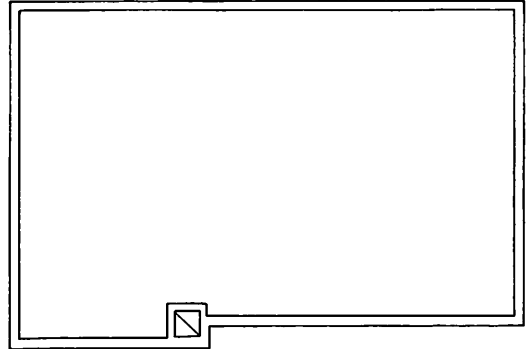
2 F



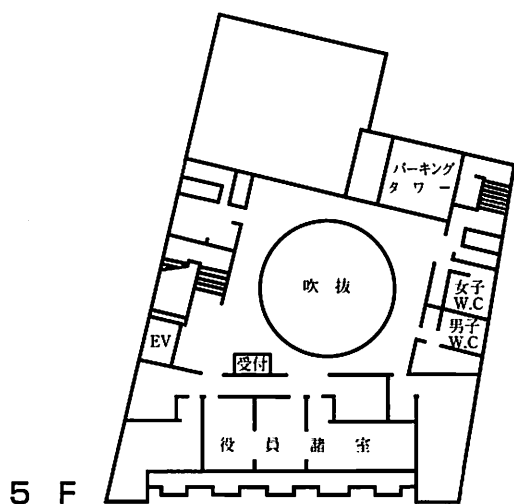
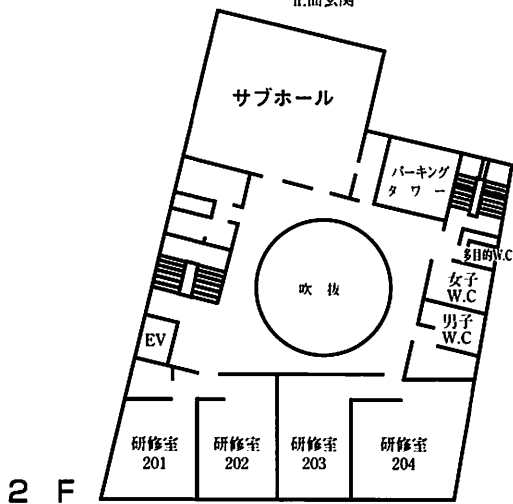
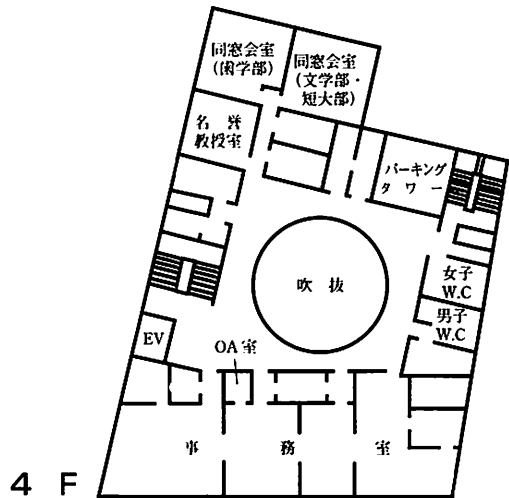
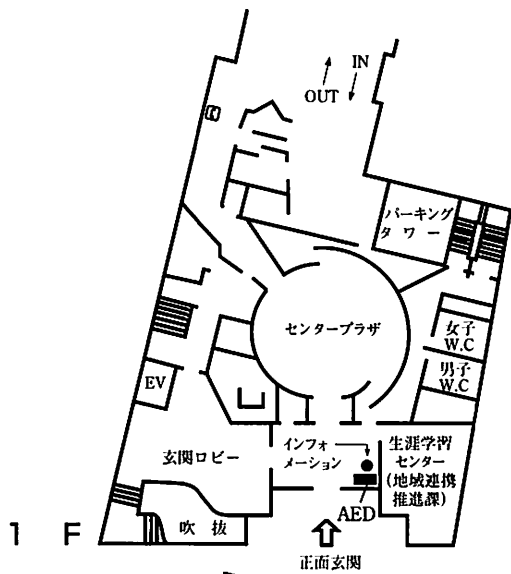
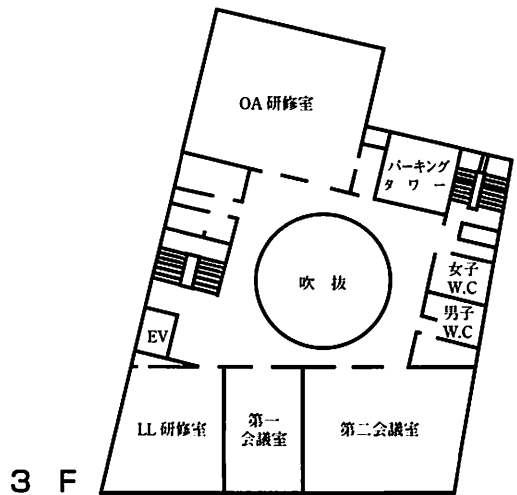
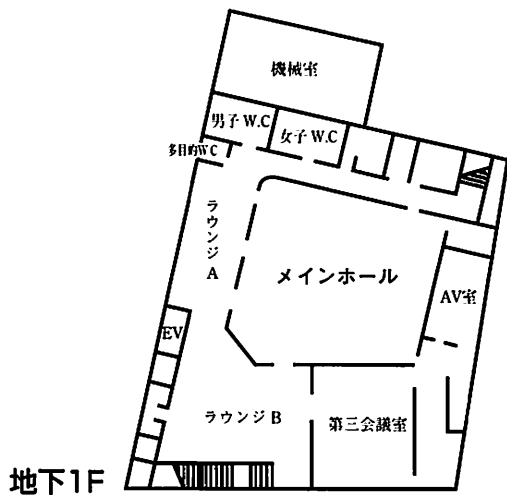
3 F



屋上

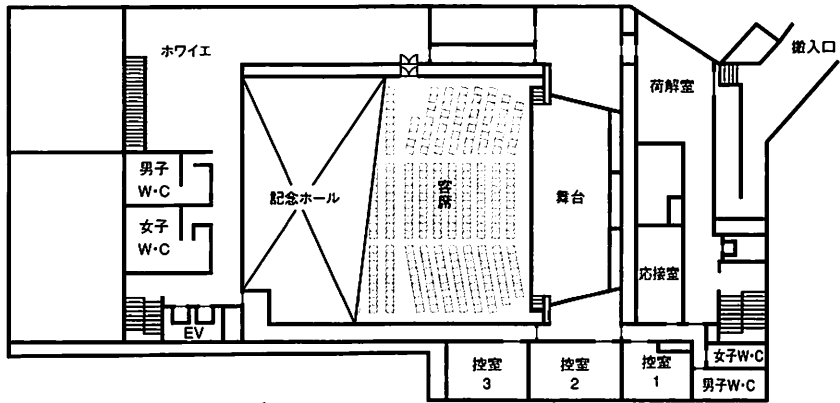


大学会館

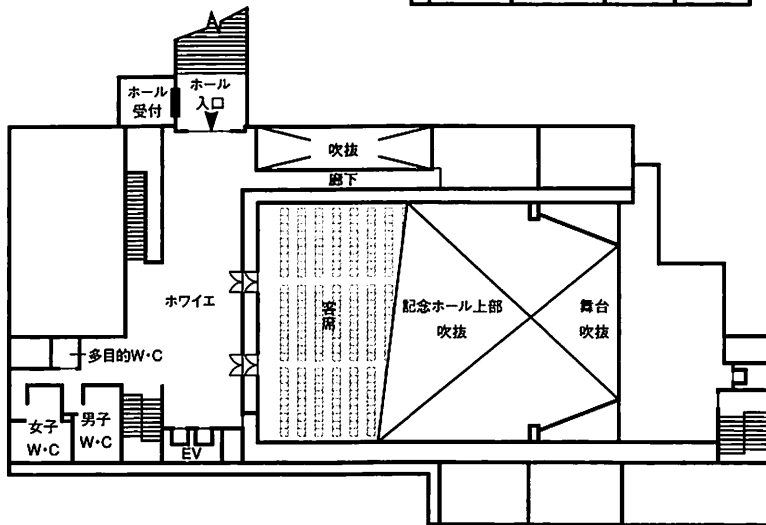


大学記念館

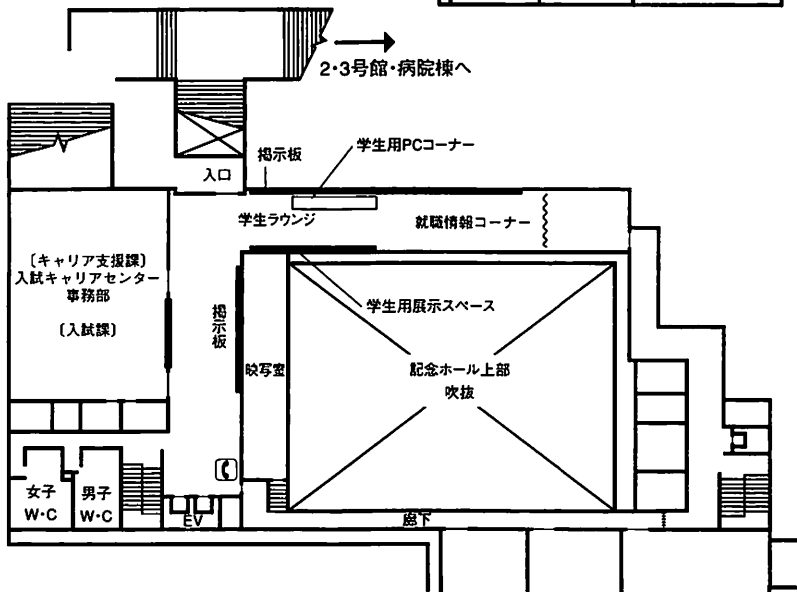
地下3F

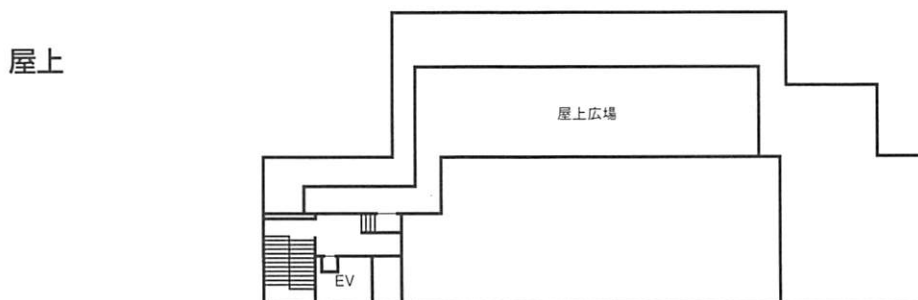
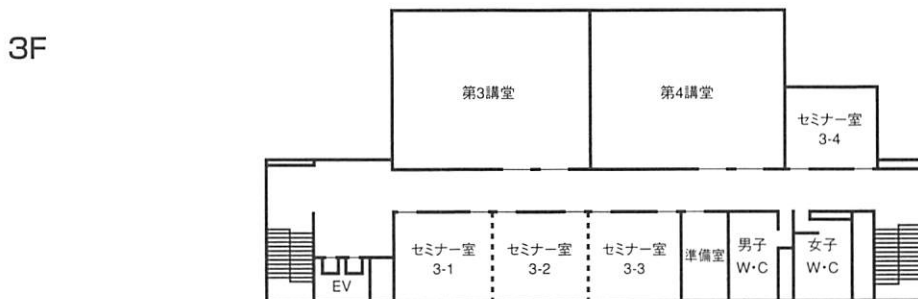
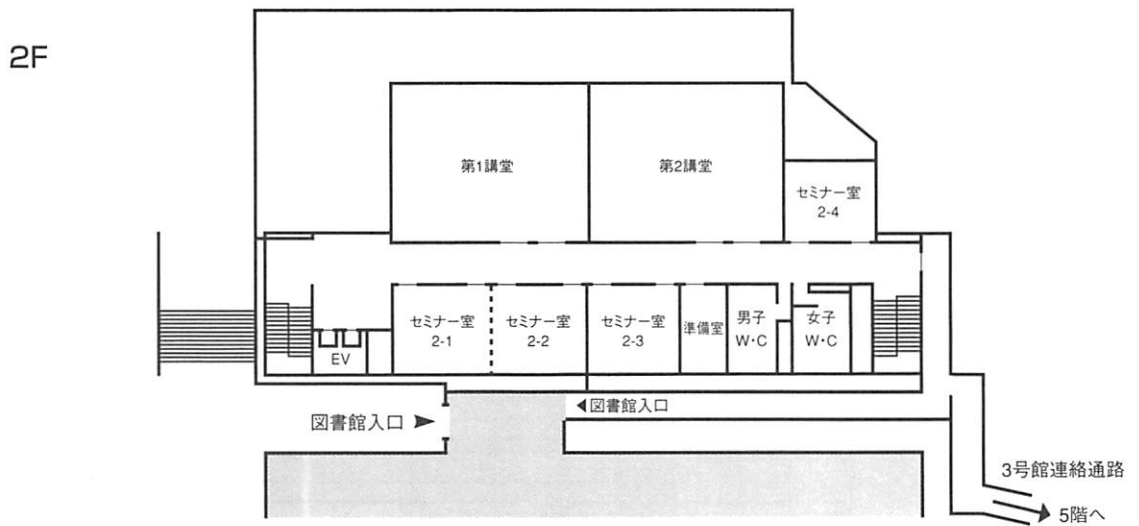


地下2F



地下1F





鶴見大学歯学部

所在地

〒230-8501

横浜市鶴見区鶴見2丁目1番3号

電話番号

ダイヤルイン 045 (580) 8203・8204

英文本学部名

TSURUMI UNIVERSITY

SCHOOL OF DENTAL MEDICINE